美波町
こども計画

令和７年　３月

美　波　町

目　次

第１章　計画の策定に当たって

第１節　計画策定の目的 2
第２節　計画の位置付け 3
第３節　計画の期間 4
第４節　計画の対象 4
第５節　計画の策定方法 5

第２章　美波町のこどもと子育て家庭の現状と課題

第１節　人口と世帯の状況 8
第２節　アンケート調査等からみた美波町の子育て環境について 16
第３節　美波町における子育て支援サービスの状況 27
第４節　施策の体系の考え方 34

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念 36
第２節　計画の基本方針 37

第４章　基本施策

第１節　子育て家庭の支援 41
第２節　こどもと親の健康の確保と増進 49
第３節　こどもの健やかな成長を目指した教育環境の整備 53
第４節　支援が必要なこどもと家庭への取組の推進 56
第５節　子育てを支援する生活環境の整備 59
第６節　こどもの権利を尊重するまちづくり 60

第５章　子ども・子育て支援の見込量と確保方策

第１節　子ども・子育て支援サービス見込量の概要 62
第２節　教育・保育給付対象事業の見込量と確保方策 66
第３節　地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策 69
第４節　法改正にともなう新規事業について 76

第６章　計画の推進

第１節　計画の推進に当たっての役割分担と連携 80
第２節　計画の進行管理 81

資料編

第１節　子ども・子育て会議設置要綱 84
第２節　計画策定の経過 86

第１章

計画の策定に当たって

第1節　計画策定の目的

令和５年４月に施行された「こども基本法」に基づき、令和５年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

本町では、これまで「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て関連３法」に基づき、平成 27 年３月に「美波町子ども・子育て支援事業計画」（以下“第１期計画”とします）、令和２年３月に「美波町第２期子ども・子育て支援事業計画」（以下“第２期計画”とします）を策定し、こども園等の整備をはじめとしたこども・子育て支援を進めてきました。

美波町こども計画（以下“本計画”とします）は、この第２期計画の終了に伴い、令和７年度からの「子ども・子育て支援法」に定められる法定事業の需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「こども大綱」の考え方に基づき、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で総合的に取り組んでいく本町におけるこども施策・事業の方向性を明らかにするために策定します。

「こども」の表記について

国で示された、表記方法を準用し、特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いることとします。

また、特別な場合の判断についても国と同様の取り扱いを行います。

① 法令に根拠がある語を用いる場合
② 固有名詞を用いる場合
③ 他の語との関係で、「こども」表記以外の語を用いる場合

第2節　計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第８条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性について定めるとともに、「こども基本法」第 10 条に基づくこども大綱や県計画を勘案し、本町におけるこども施策を総合的に推進するための計画として位置付けます。

なお、本計画は、上位計画である「美波町総合計画」、「美波町地域福祉計画」及びその他保健福祉関連計画との整合を図るものとします。特に、障がい児支援の体制整備に当たっては、「ぬくもりハートプラン」における障がい児支援との調和を図ります。

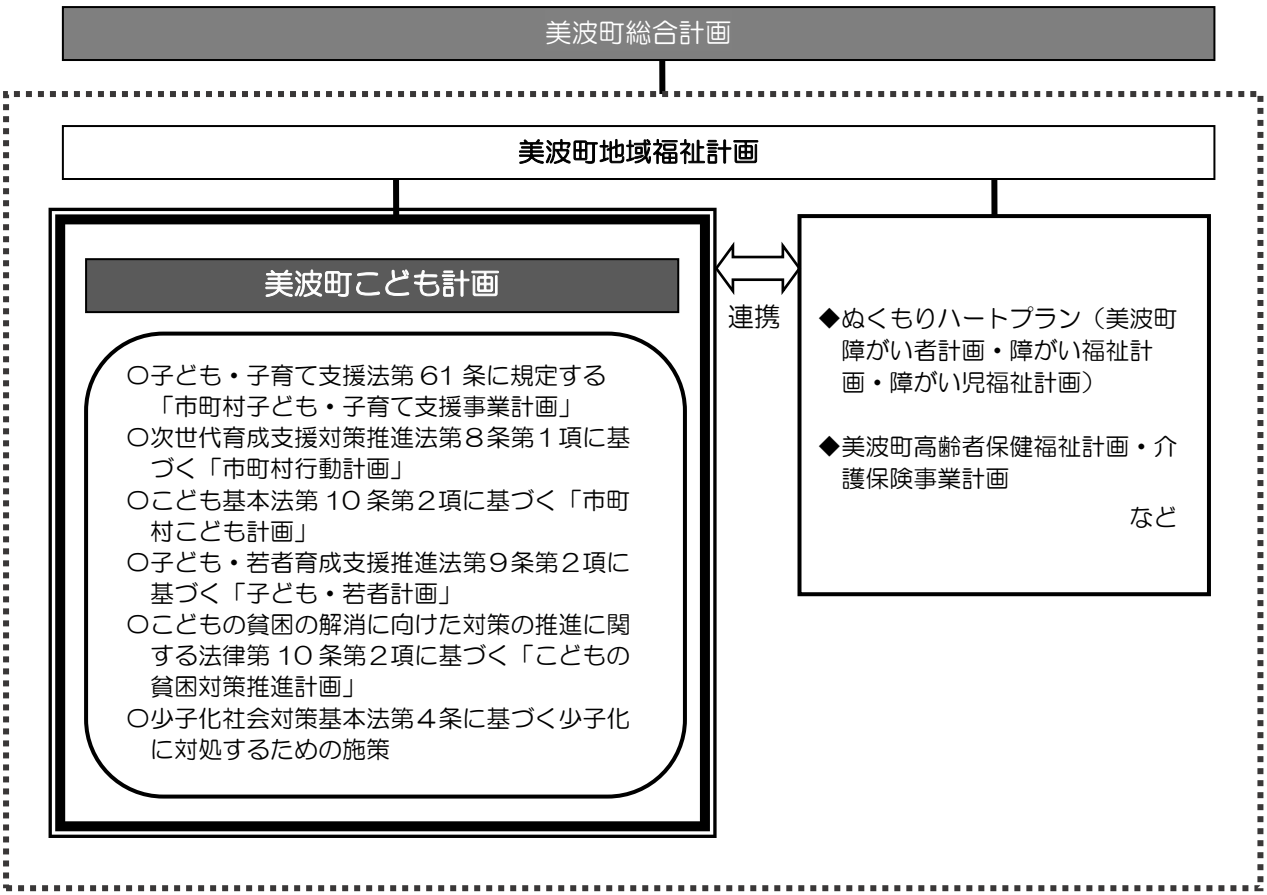

第3節　計画の期間

本計画は、令和７年度から、令和 11 年度までを計画期間とします。また、令和９年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和 11 年度に次期計画を策定します。

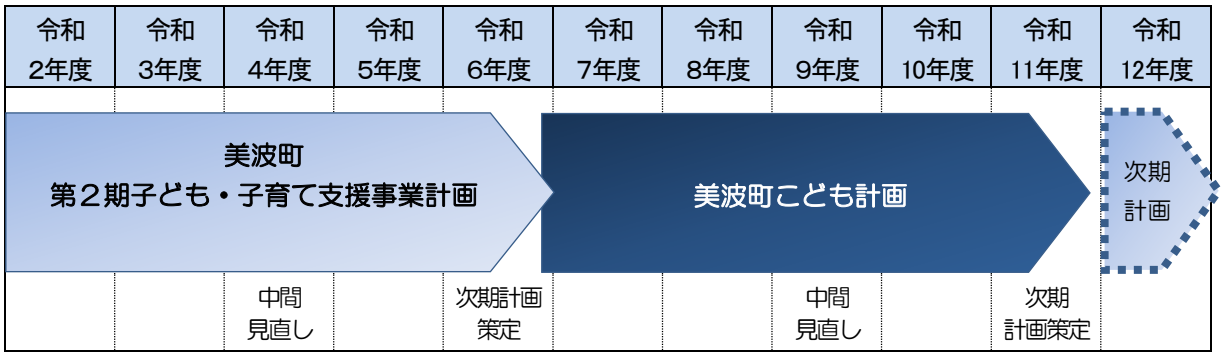

第4節　計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含め、０歳～おおむね 18 歳未満（一部施策についてはおおむね 29 歳以下の若者も含みます）のこども・若者とその家庭、子育て家庭を支えるすべての町民を対象としています。

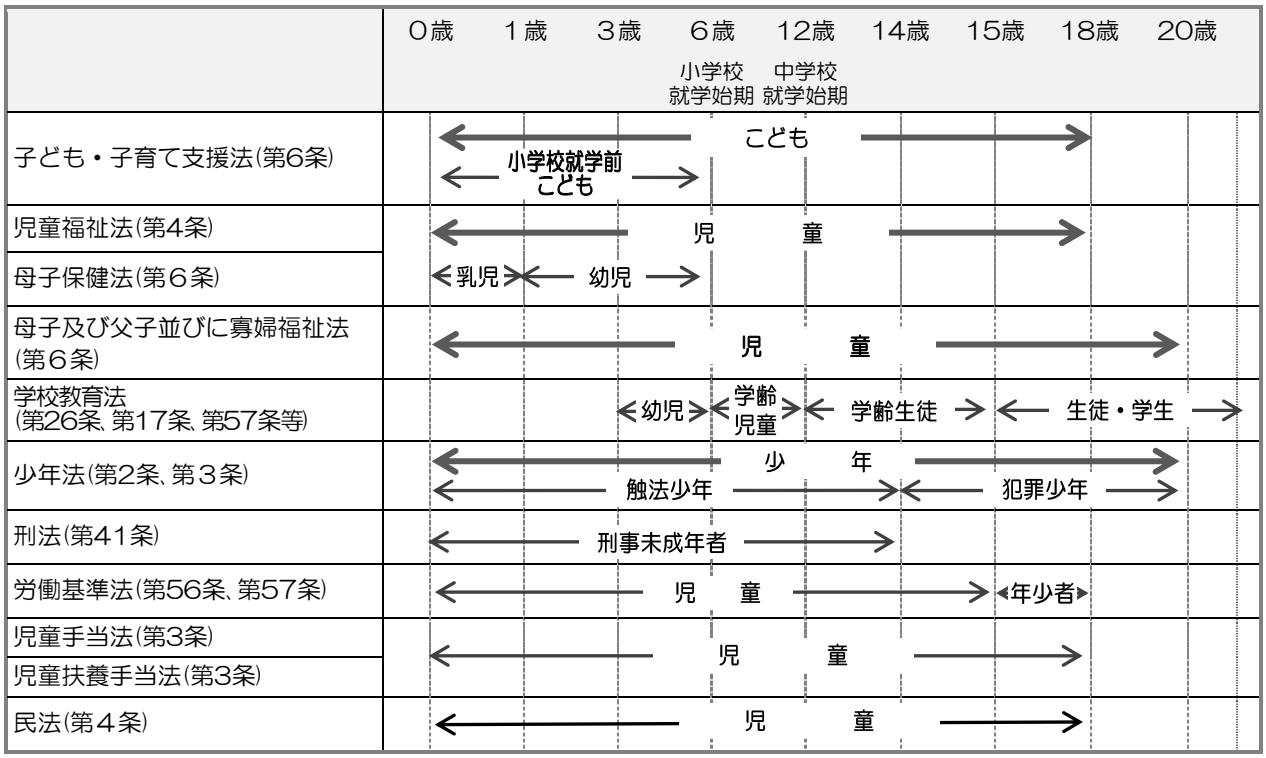

※上表は令和７年４月１日時点の内容に基づく。

第5節　計画の策定方法

１　子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条第１項に基づく「美波町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

２　アンケート調査

計画づくりの基礎資料とするために、次の２種類のアンケート調査を実施しました。

①子育て支援に関するアンケート調査

対象	町内の小学校6年生以下のいる全世帯の保護者
調査方法	町立施設の就園・就学児の保護者にはこども園、小学校を通じて配布・郵送で回収、それ以外の保護者には郵送で配布・回収
実施時期	令和6年7月
配付数	174 票
有効回収率	82 票（47.1%）

②こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査

対象	町内の中学生及び中学校を卒業した 29 歳まで※の方 ※①のアンケート調査対象者は除いています。
調査方法	郵送で配布・回収
実施時期	令和6年7月
配付数	579 票
有効回収率	142 票（24.5%）

３　こどもワークショップ

計画づくりの基礎資料とするために、小中学生を対象としたワークショップを実施しました。

対象	伊座利小学校・由岐中学校伊座利分校 生徒	日和佐中学校生徒
実施場所	由岐中学校伊座利分校	日和佐中学校
実施日時	令和6年 11 月6日（水）14:40～15:25	令和6年 11 月 21 日（木）15:00～16:00
実施方法	KJ 法（模造紙・付箋を使用したワークショップ形式）	
テーマ	①　美波町（地域）について思うこと ②　大人にいいたいこと（なりたい大人、なりたくない大人） ③　もし、こどもが生まれたらこんな風に育てたい	

日和佐中学校

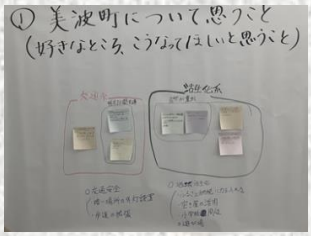

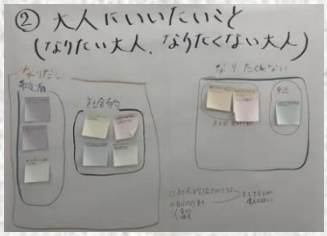

伊座利小学校・由岐中学校伊座利分校

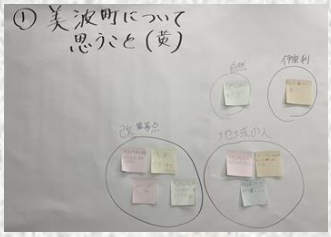

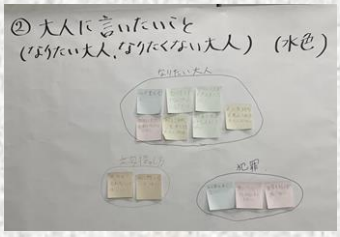

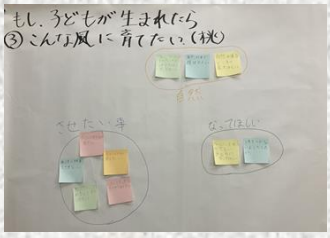

ワークショップでは、地元の好きなところとして、自然が豊かなことや行事が多いこと、地域の人との関係性が良いことを挙げた生徒が複数いました。また、美波町（地域）について思うこととして、交通安全環境や防災対策に対する意見がありました。

４　パブリックコメント

計画に関する情報を広く提供するとともに、町民の意見を幅広く聴取するために、令和７年２月にパブリックコメントを実施しました。

第２章

美波町のこどもと子育て家庭の現状と課題

第1節　人口と世帯の状況

１　年齢３区分別人口の推移

住民基本台帳人口によると、令和６年４月１日現在、本町の総人口は 5,831 人、15 歳未満の年少人口は 414 人で、15 歳未満の年少人口比率は 7.1%である一方、65 歳以上の高齢人口は 2,887 人で、高齢人口比率は 49.5%となっています。

＜年齢３区分人口構成の推移＞

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
総人口	6,544	6,370	6,153	6,023	5,831
15 歳未満	493	476	450	433	414
割合	7.5%	7.5%	7.3%	7.2%	7.1%
15～64 歳	2,936	2,807	2,688	2,633	2,530
割合	44.9%	44.1%	43.7%	43.7%	43.4%
65 歳以上	3,115	3,087	3,015	2,957	2,887
割合	47.6%	48.5%	49.0%	49.1%	49.5%

資料：住民基本台帳人口（４月１日）

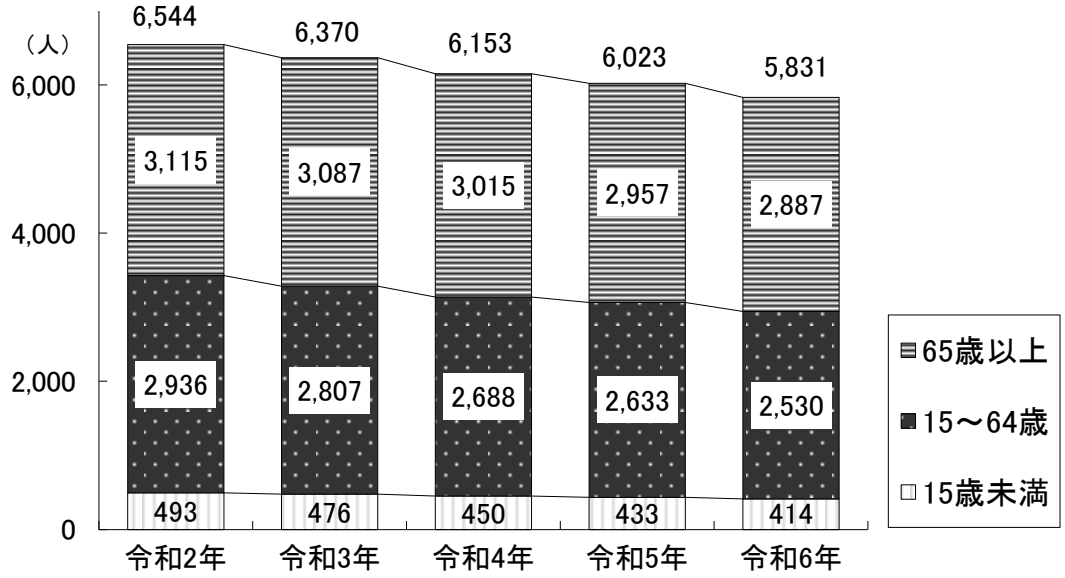

２　18 歳未満人口の推移

住民基本台帳人口によると、令和６年４月１日現在、本町の 18 歳未満人口は 510 人となっており、令和２年から 119 人減となっています。

＜18 歳未満人口の推移＞

	実績値				
	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０歳	22	28	23	21	17
１歳	36	24	30	23	21
２歳	31	32	19	28	23
３歳	32	28	29	19	27
４歳	31	33	26	28	19
５歳	39	30	32	26	27
６歳	26	38	27	31	26
７歳	30	24	38	27	31
８歳	33	30	25	39	24
９歳	42	32	30	25	38
10 歳	37	41	31	29	26
11 歳	37	36	40	31	28
12 歳	33	36	34	39	32
13 歳	32	33	33	35	40
14 歳	32	31	33	32	35
15 歳	40	31	32	33	31
16 歳	43	39	31	30	34
17 歳	53	41	39	31	31
０～２歳合計	89	84	72	72	61
３～５歳合計	102	91	87	73	73
６～８歳合計	89	92	90	97	81
９～11 歳合計	116	109	101	85	92
12～14 歳合計	97	100	100	106	107
15～17 歳合計	136	111	102	94	96
０～17 歳合計	629	587	552	527	510

資料：住民基本台帳人口（４月１日）

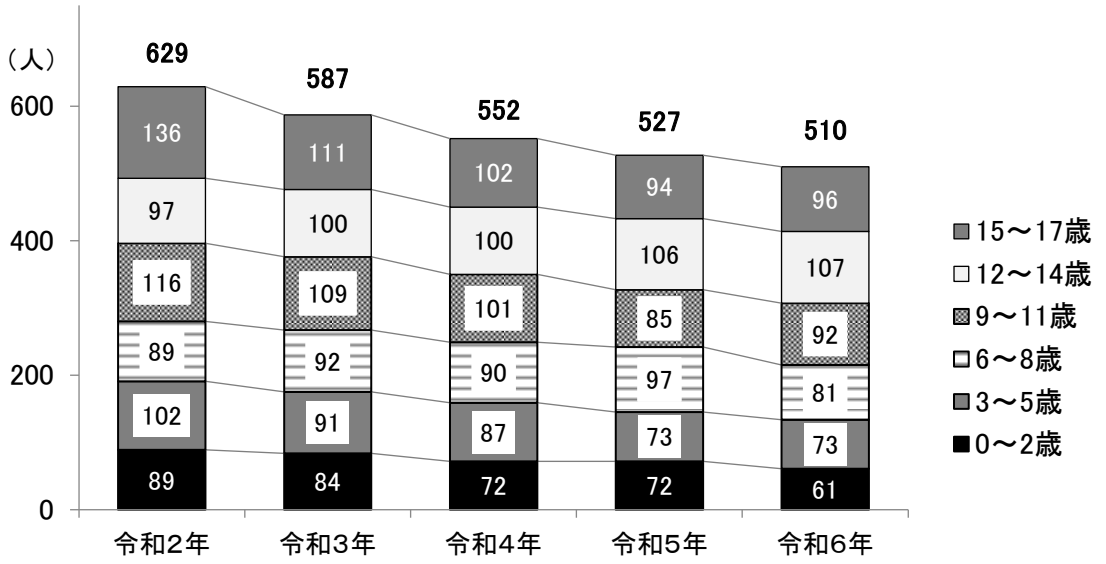

3　人口動態

本町では、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については、転出が転入を上回る社会減が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態は、150 人～200 人弱で人口減が続いています。

＜人口と世帯数の推移＞

	人　　口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 12 年	66	134	−68	289	422	−133	−201
平成 13 年	59	131	−72	312	441	−129	−201
平成 14 年	59	144	−85	340	305	35	−50
平成 15 年	64	123	−59	280	357	−77	−136
平成 16 年	49	133	−84	291	333	−42	−126
平成 17 年	45	144	−99	256	332	−76	−175
平成 18 年	38	144	−106	231	299	−68	−174
平成 19 年	38	121	−83	232	312	−80	−163
平成 20 年	45	158	−113	209	277	−68	−181
平成 21 年	40	152	−112	201	312	−111	−223
平成 22 年	36	137	−101	203	219	−16	−117
平成 23 年	37	143	−106	159	233	−74	−180
平成 24 年	35	136	−101	161	208	−47	−148
平成 25 年	28	141	−113	175	213	−38	−151
平成 26 年	32	166	−134	166	223	−57	−191
平成 27 年	26	143	−117	171	229	−58	−175
平成 28 年	27	152	−125	175	248	−73	−198
平成 29 年	32	150	−118	191	225	−34	−152
平成 30 年	37	150	−113	162	240	−78	−191
令和元年	24	124	−100	165	207	−42	−142
令和２年	25	117	−92	115	217	−102	−194
令和３年	31	160	−129	121	190	−69	−198
令和４年	24	138	−114	140	183	−43	−157
令和５年	23	163	−140	144	161	−17	−157

資料：人口動態調査（各年１月～12 月末）

４　世帯類型等の推移

国勢調査によると、本町の令和２年における一般世帯数の合計は 2,665 世帯で、核家族世帯が 1,510 世帯、三世代世帯が 125 世帯、単独世帯が 908 世帯となっています。構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、三世代世帯が減少していますが、核家族世帯の割合にはあまり変化がありません。

＜世帯類型等の推移＞

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和２年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	786	23.1%	861	26.0%	868	28.1%	879	30.5%	908	34.1%
核家族世帯	1,954	57.4%	1,885	56.9%	1,740	56.4%	1,635	56.7%	1,510	56.7%
三世代世帯	432	12.7%	348	10.5%	276	8.9%	201	7.0%	125	4.7%
その他の世帯	233	6.8%	217	6.6%	201	6.5%	171	5.9%	122	4.6%
合計（一般世帯数）	3,405	100.0%	3,311	100.0%	3,085	100.0%	2,886	100.0%	2,665	100.0%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

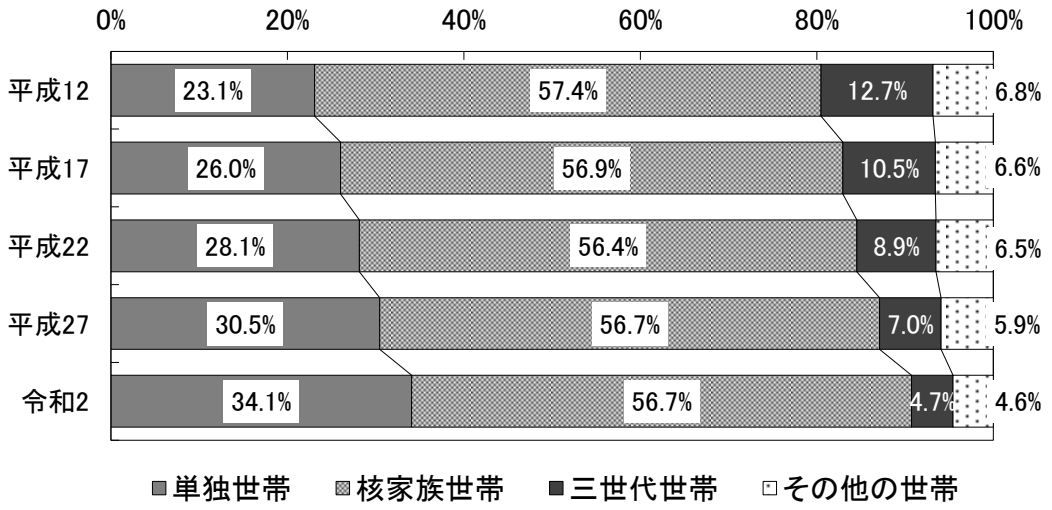

一般世帯のうち、本町の令和２年における 18 歳未満の親族のいる世帯数は、311 世帯、一般世帯に占める割合は 11.7%で減少傾向にあり、平成 12 年の約半数となっています。

＜18 歳未満の親族のいる世帯数の推移＞

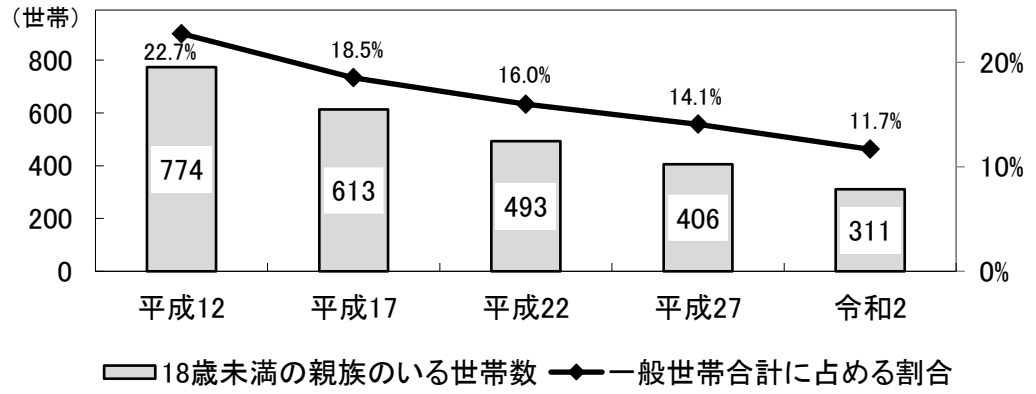

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

また、本町の令和２年における 18 歳未満の親族のいる世帯の構成割合比は、核家族世帯が 75.2%、三世代世帯が 22.5%となっており、全国・県と比べ、三世代世帯の占める割合が多い傾向にあります。

＜18 歳未満の親族のいる世帯構成割合比の県・国値との比較（令和 2 年）＞

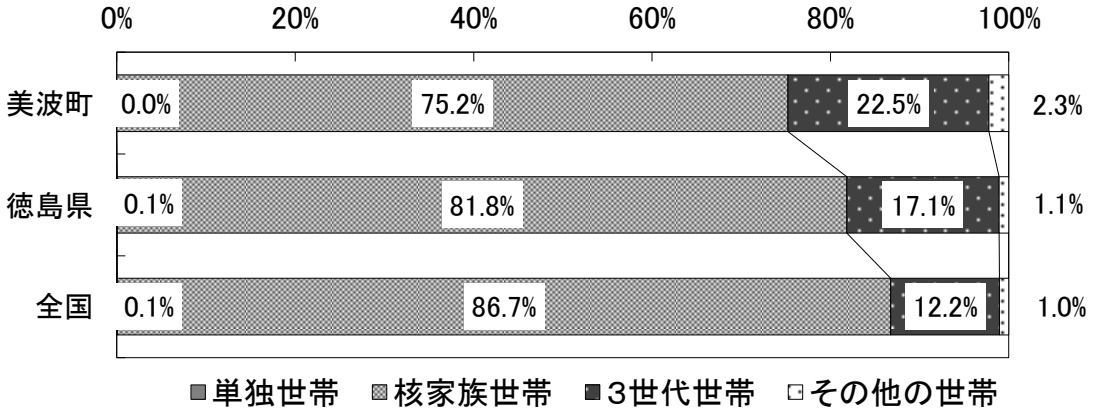

資料：国勢調査（10 月 1 日）

5　女性の就業状況

国勢調査によると、本町の令和２年における女性の就業率は、25～59 歳の年齢層で８割弱となっています。また、平成 27 年は、出産・育児期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけて低くなるいわゆるM字カーブの傾向がみられましたが、令和２年はみられなくなっており、60 歳以上の就業率も上昇しています。

＜女性の就業率の推移＞

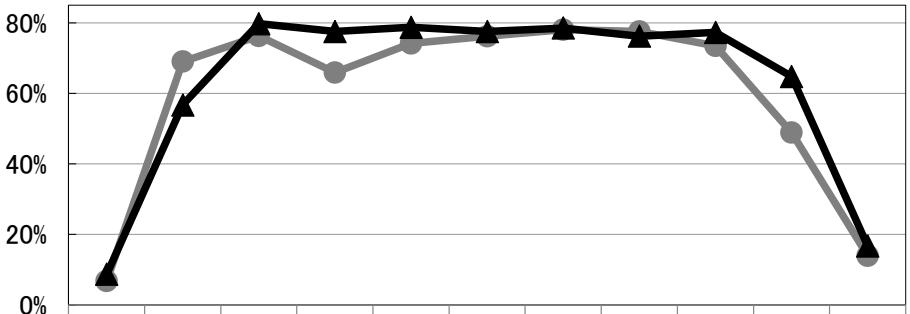

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成27年	6.7%	69.0%	76.2%	65.8%	74.1%	76.2%	78.0%	77.5%	73.4%	48.8%	13.9%
令和2年	8.6%	56.7%	79.7%	77.5%	78.7%	77.5%	78.5%	76.2%	77.2%	64.8%	16.6%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

令和 2 年の就業率について、本町と全国・県とを比較すると、ほとんどの年齢層で全国値よりは高く、徳島県と同水準となっています。

＜女性の就業率の県・国値との比較（令和 2 年）＞

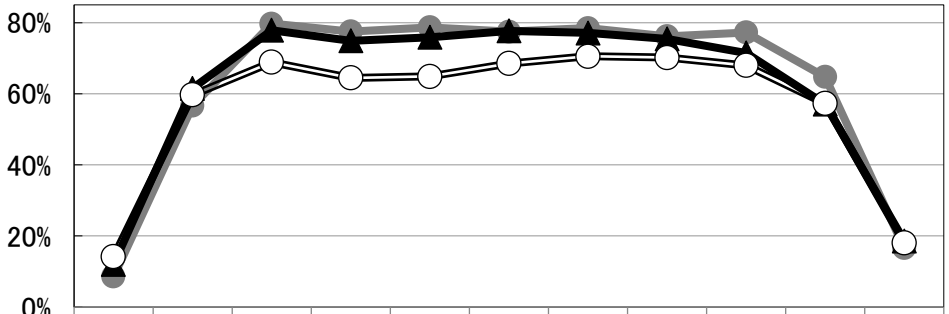

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
美波町	8.6%	56.7%	79.7%	77.5%	78.7%	77.5%	78.5%	76.2%	77.2%	64.8%	16.6%
徳島県	12.1%	61.6%	77.9%	74.9%	75.9%	77.7%	77.1%	75.5%	71.5%	57.1%	18.6%
全国	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%	57.3%	18.1%

資料：国勢調査（10 月 1 日）

また、本町のこどもがいる家庭における共働き率（こどもがいる世帯で父母ともに就労している割合）は、年々上昇しており、令和２年における最年少が６歳未満の世帯で 76.1%、最年少が６～12 歳未満の世帯で 90.8%となっています。全国・県と比べても高い傾向にあります。

＜共働き率の推移＞

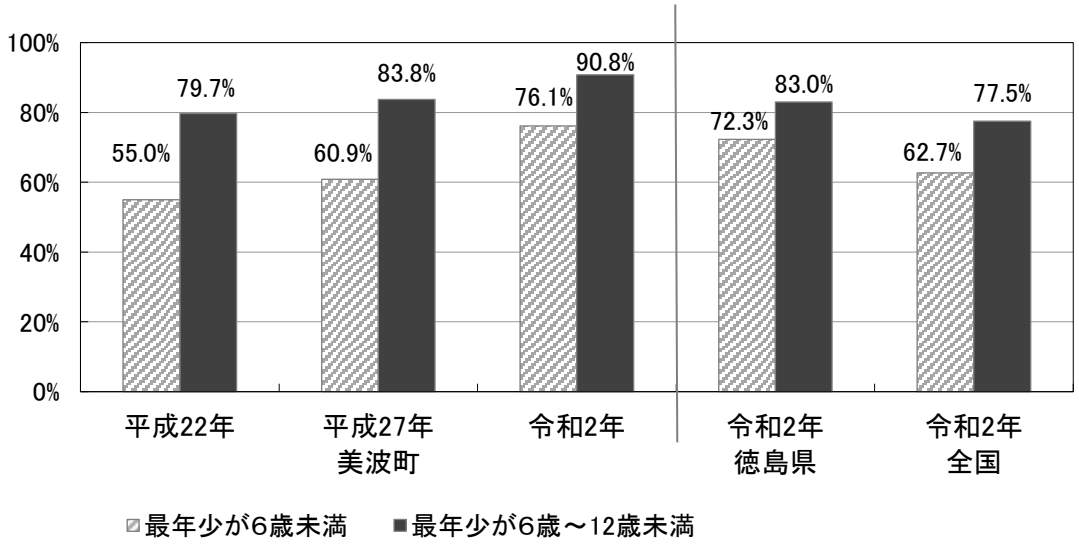

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

6　配偶関係の状況

国勢調査によると、本町の令和２年の未婚率（離婚した人は含まない）は、45～49 歳の層でも、男性の 39.6%、女性の 28.5%が未婚となっています。

全国・県と比べると、本町の未婚率は女性の 30～34 歳の層を除き、全国・県の平均を上回っている状況です。

＜未婚率の県・国値との比較（令和 2 年）＞

〔女性〕

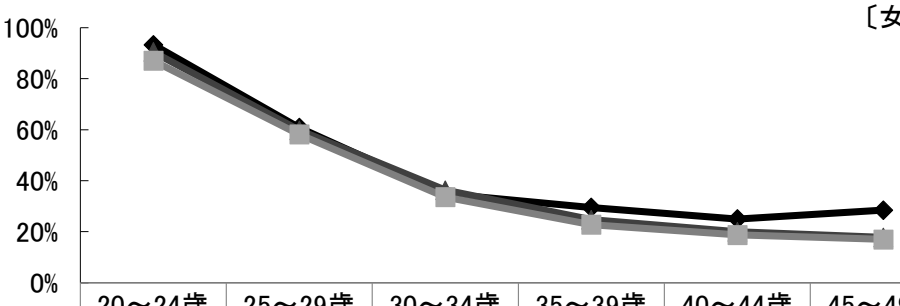

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
美波町	93.3%	60.8%	34.8%	29.5%	25.0%	28.5%
徳島県	90.5%	59.8%	36.3%	24.7%	20.0%	17.7%
全国	87.1%	58.2%	33.6%	22.8%	18.8%	17.0%

〔男性〕

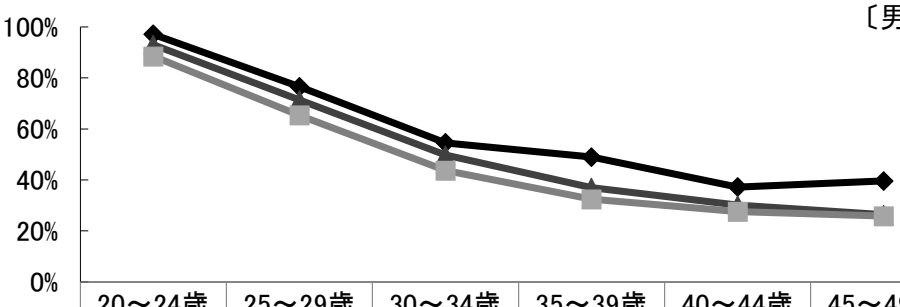

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
美波町	97.1%	76.5%	54.5%	49.0%	37.2%	39.6%
徳島県	93.0%	71.4%	49.7%	37.0%	30.1%	26.4%
全国	88.5%	65.4%	43.7%	32.4%	27.6%	25.8%

資料：国勢調査（10 月 1 日）

第2節　アンケート調査等からみた美波町の子育て環境について

1　子育てしやすいまちづくりについて

子育て支援に関わるアンケート調査結果によると、「美波町は、子育てしやすいまちだと思うか」という問いでは、“そう思う”が約 20%、“どちらかというとそう思う”が約 40%と、合計すると回答者の 60%以上が子育てしやすいまちだと回答しています。前回調査結果と比較すると、11.3 ポイント減となります。

＜美波町は子育てをしやすいまちか＞

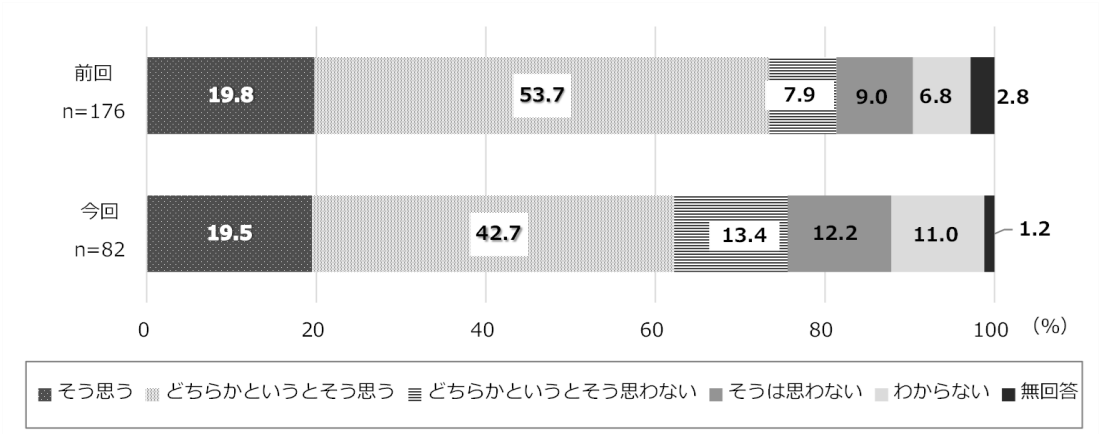

［子育て支援に関わるアンケート調査］

※子育て支援に関わるアンケート調査においては、一部の項目で「前回調査」との経年比較を行っています。前回調査とは、平成 31 年１月に調査を実施したもので、結果は「美波町第２期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果報告書」に基づきます。（以下同じ）

また、「子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思うか」についての問いでは、“小児医療体制の充実”を挙げている人が約 60%と最も多く、次いで“子育てへの経済的支援の充実”が約 50%となり、医療体制や、経済的支援を重視する方が多くなっています。

前回調査結果と比較すると、“乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備“、“子育てへの経済的支援の充実”を重視する方が増えています。

＜子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと＞

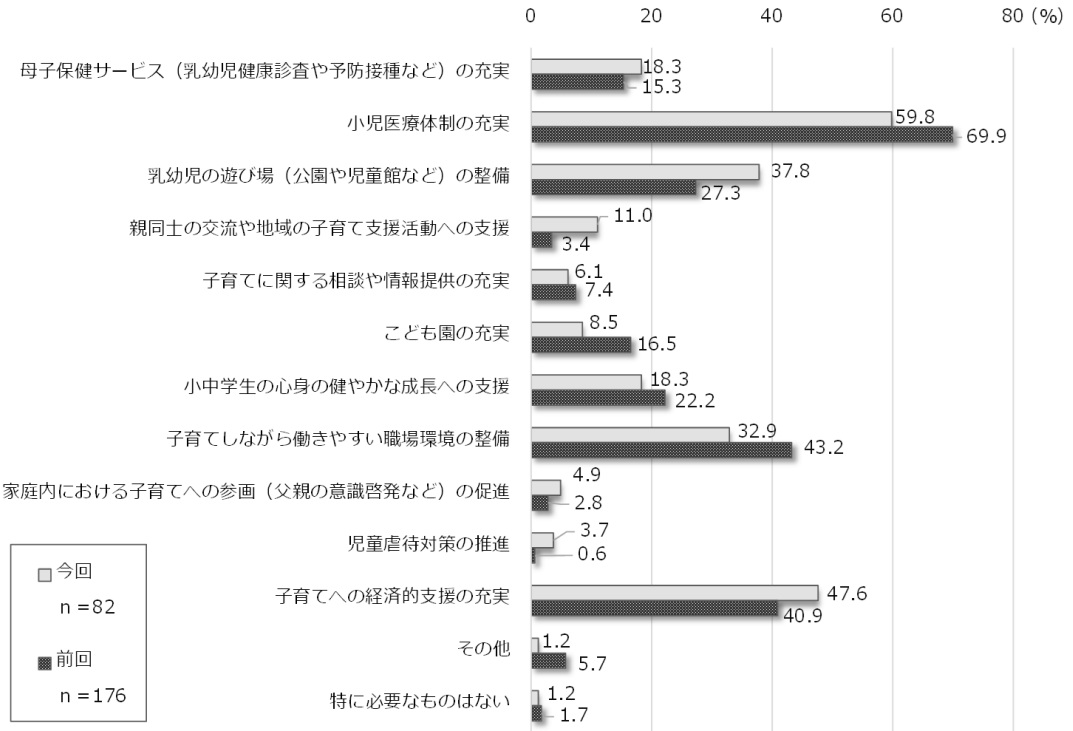

［子育て支援に関わるアンケート調査］

２　保護者の就労状況について

子育て支援に関わるアンケート調査結果によると、母親の現在の就労状況は、休業中の方も含めると、フルタイムで就労している人が約 60%、パートで就労している人が約 20%、就労していない人は約 10%となっており、前回調査と比べると、フルタイムで就労している母親の割合が上昇しています。

一方で、父親の現在の就労状況は、約 90%の人がフルタイムで就労しており、育児休業等を取得している人はいませんでした。

＜母親・父親の就労状況＞

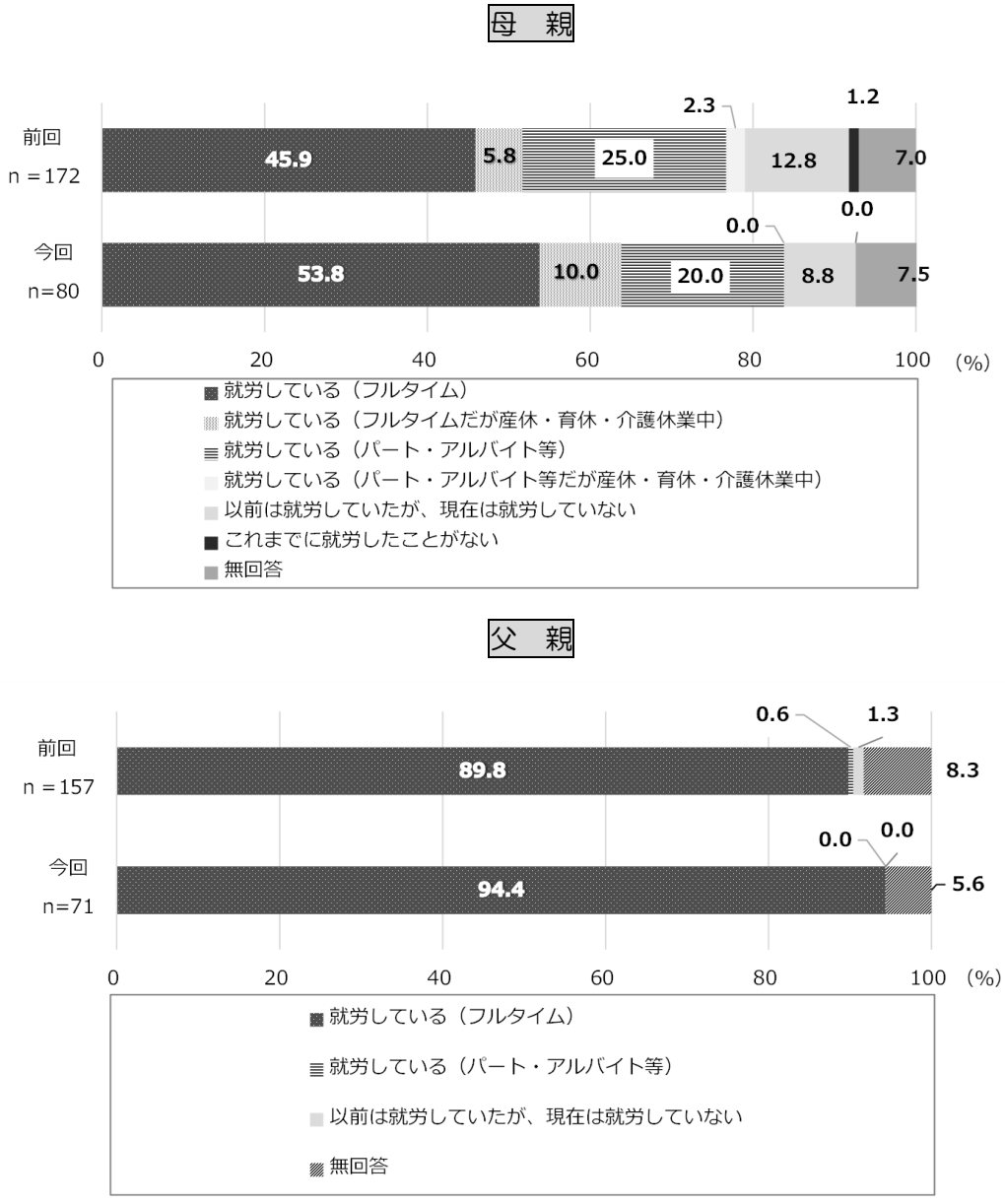

［子育て支援に関わるアンケート調査］

３　育児休業制度の利用状況について

子育て支援に関わるアンケート調査結果によると、こどもが生まれたときの育児休業制度の利用については、“取得した（取得中である）”と回答した割合は、母親が約 45%、父親が 6.1%となっています。

＜母親・父親の育児休業の取得状況＞

母　親

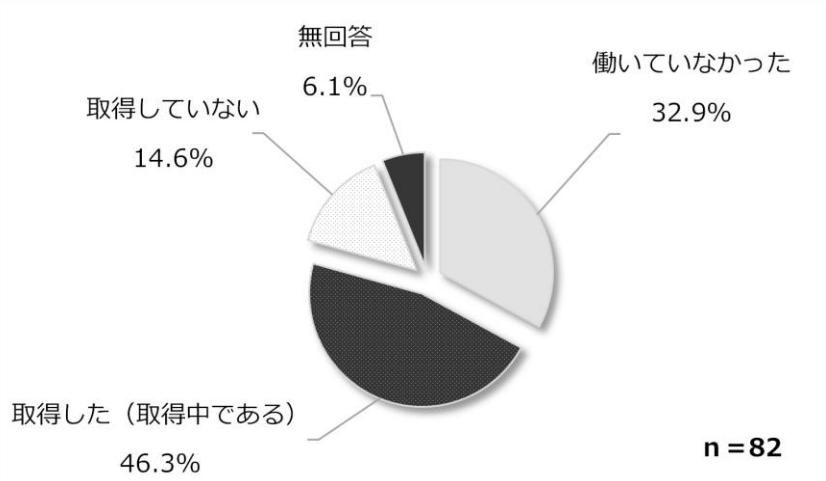

父　親

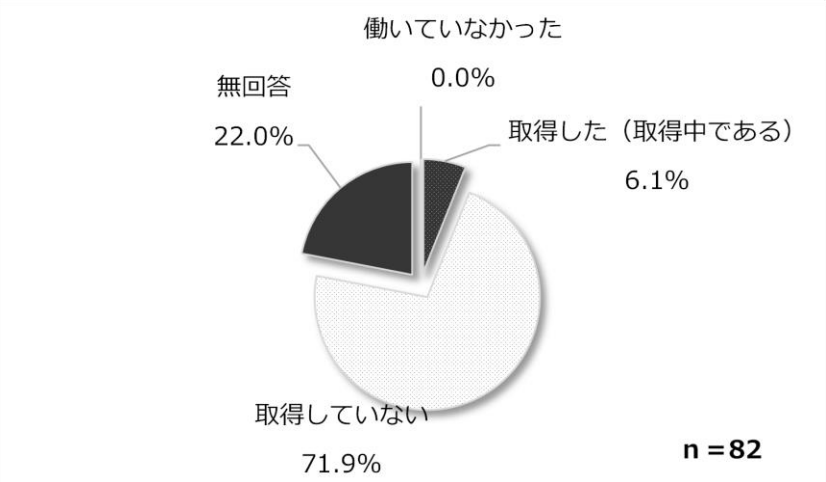

［子育て支援に関わるアンケート調査］

また、「取得した（取得中である）」と回答した方に、取得後の状況を聞いた問では、母親では“育児休業取得後、職場復帰した”が約 70%、“現在も育児休業中である”が約 20%、“育児休業中に離職した”が 7.9%となっていますが、父親では対象者全員が“育児休業取得後、職場復帰した”と回答しています。

母　親

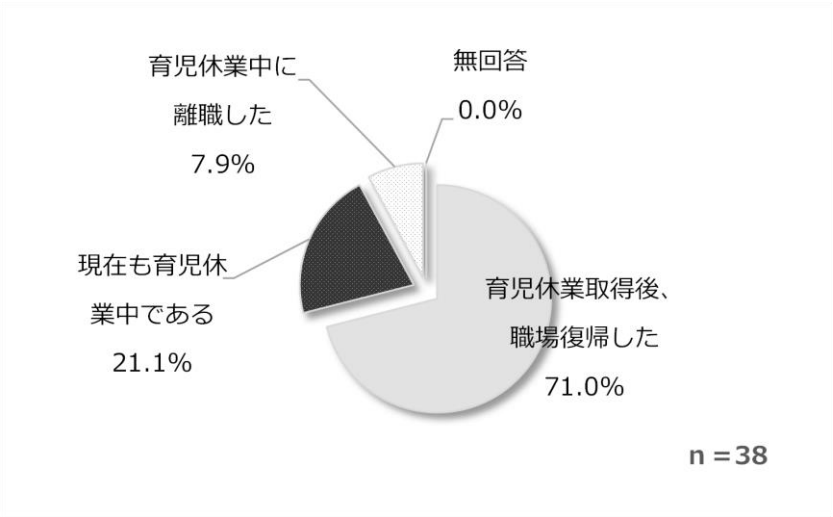

父　親

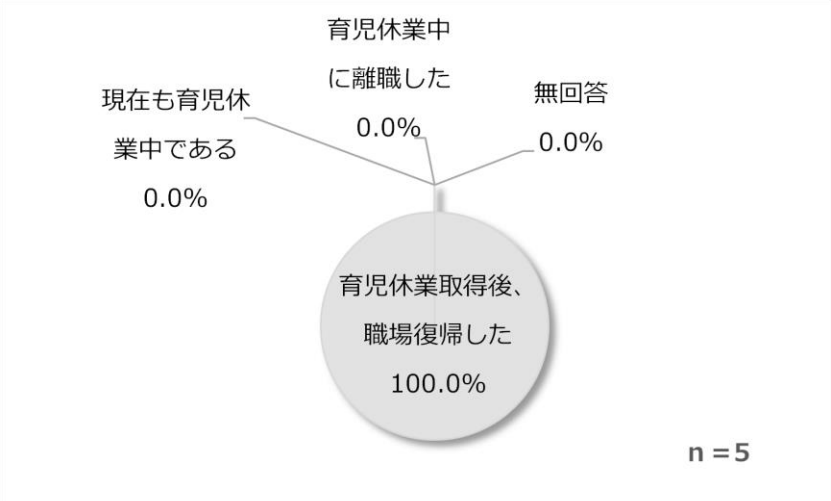

［子育て支援に関わるアンケート調査］

４　出産や子育てに対する考え方について

子育て支援に関わるアンケート調査結果によると、こどもの人数について、現在と希望を聞いた問では、約 35%が「希望より少ない」という状況です。

＜こどもの人数の希望と現実の差＞

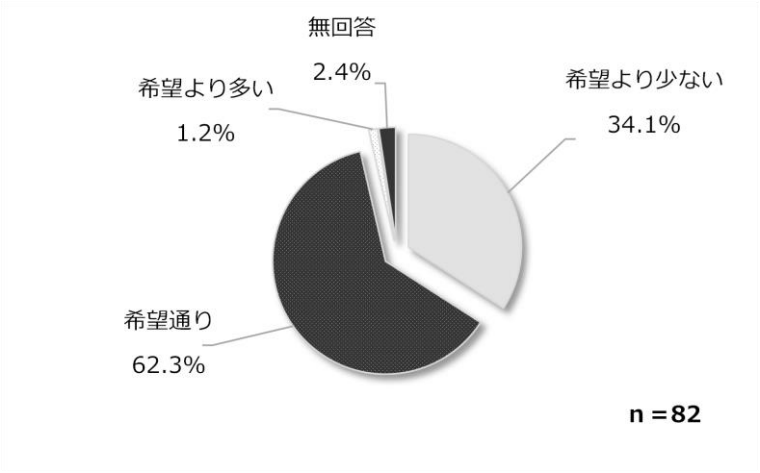

また、「妊娠・出産する上で、妨げとなっていると思うこと」についての問いでは、“子育てや教育にお金がかかりすぎること”が約 70%と最も多く、次いで“仕事と子育てが両立できる職場環境でないこと” が約 40%、“妊娠・出産・子育てへの心理的・身体的な負担”が約 35%となっています。

＜妊娠・出産する上で、妨げとなっていると思うこと＞

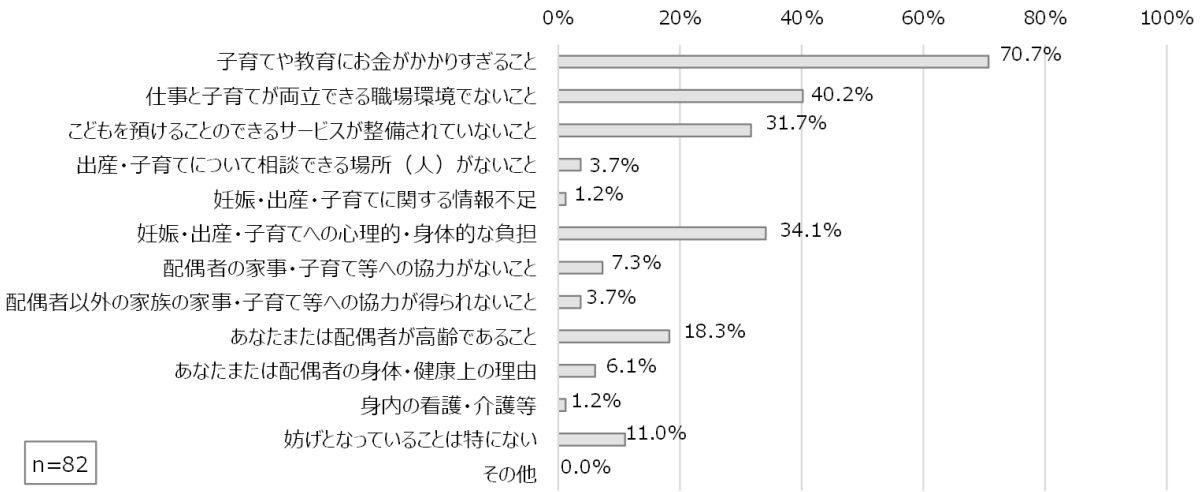

［子育て支援に関わるアンケート調査］

5　自己について

次図は、こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査において、自己に関する６項目の問いで、肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を回答した割合となります。

中学生・中学校を卒業した方ともに「今の充実感」は全国値と比べ高い傾向となっていますが、「将来への希望」については低い傾向となっています。

＜自己について＞

自己肯定感

今の自分が好きだ

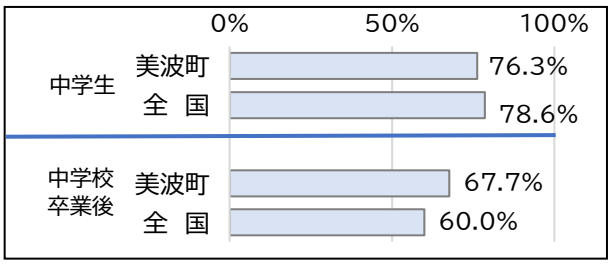

今の充実感

今の生活が充実している

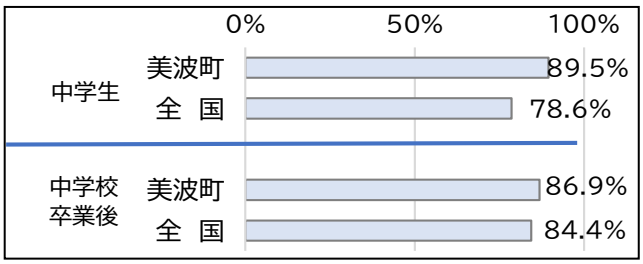

チャレンジ精神

うまくいくかわからないことにも努力して取り組む

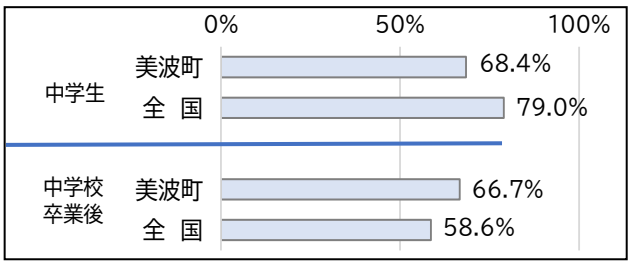

自己有用感が低い

自分は役に立たないと強く感じる

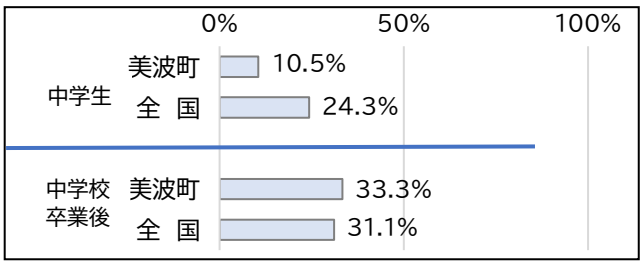

将来への希望

自分の将来について明るい希望をもっている

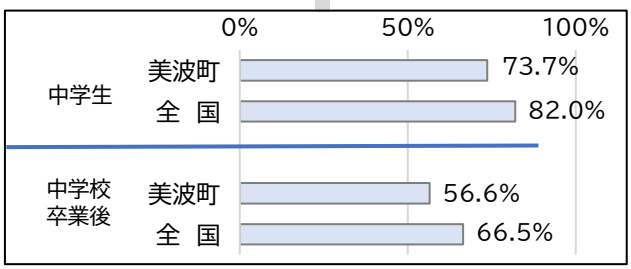

社会貢献意欲

社会のために役立つことをしたい

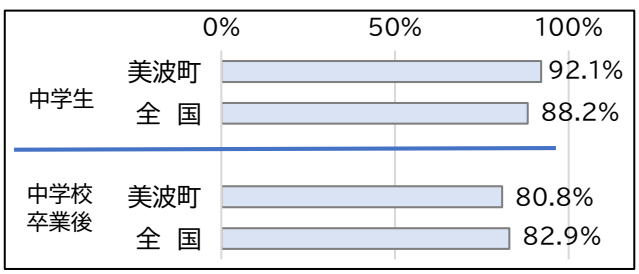

［こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査］

※こども・若者の意識調査においては、一部の項目で「全国値」との比較を行っています。これは、令和４年11月に実施された「こども・若者の意識と生活に関する調査」とその集計結果に基づきます。（以下同じ）

６　こども・若者の場の認識について

次のページは、こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査において、「家庭」、「学校」、「地域」、「職場」、「インターネット空間」の５つの場ごとに、「居場所になっている」、「相談できる人がいる」、「助けてくれる人がいる」の３項目について、肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を回答した割合になります。

「家庭」、「学校」、「地域」、「インターネット空間」については半数以上が、「居場所になっている」と回答しています。特に、「学校」と「地域」は全国値と比較しても肯定的な回答者の割合が高い傾向にあります。

なお、こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査の自由意見や、こどもワークショップからは、「町の人が優しい」「フレンドリーな人が多くて親しみやすい」等の声が複数上がっており、地域とのつながりを肯定的に感じている方が多いことがうかがわれます。

＜場の認識＞

家庭

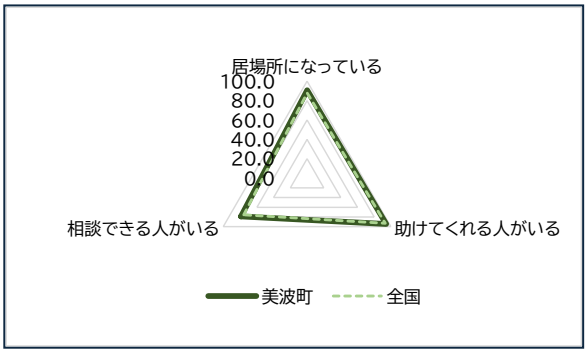

学校

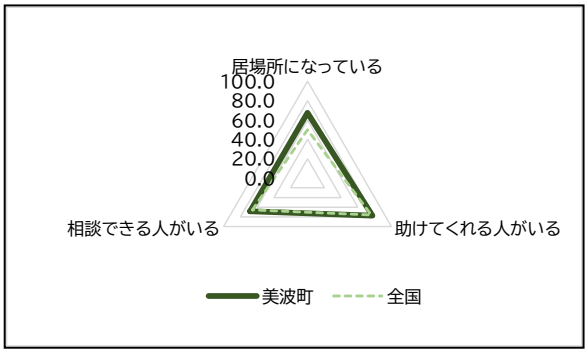

地域

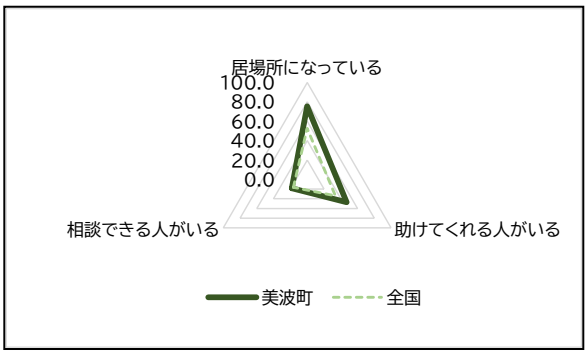

職場

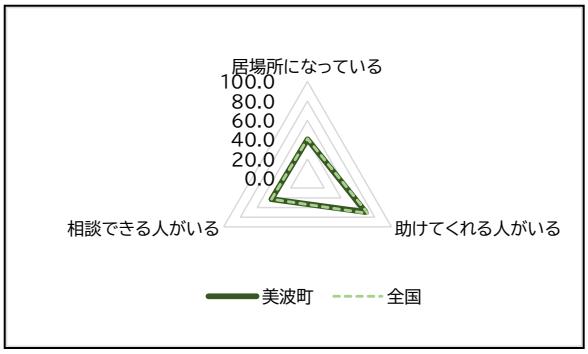

インターネット空間

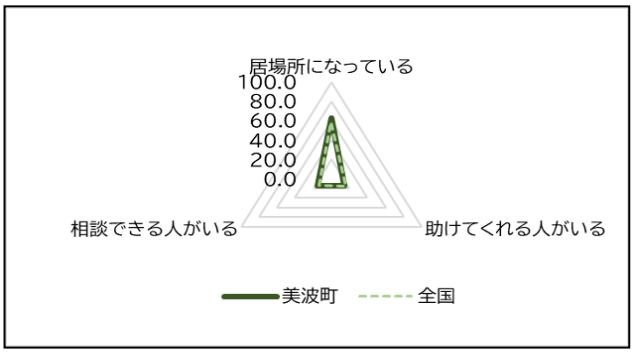

	美波町（中学生+中学校を卒業した方）			全国		
	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる
家庭	90.8	94.3	78.9	88.0	93.3	75.5
学校	67.6	77.5	68.3	49.9	76.1	65.7
地域	75.4	47.2	18.3	52.8	33.7	16.5
職場※	40.4	69.3	42.9	41.0	72.0	42.9
インターネット空間	62.7	14.8	14.8	58.2	15.7	13.5

［こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査］

※「職場」のみ中学校を卒業した方対象

7　放課後の居場所について

こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査によると、「あったらいいと思う放課後の居場所」についての問では、“運動ができる大きな広場や公園”が 50%ともっとも高く、次いで“友だちとおしゃべりや飲食ができる場所”、“体育館やプール”となっており、運動ができる場所や友だちとの交流ができる場所を求める方が多くなっています。

＜あったらいいと思う放課後の居場所＞

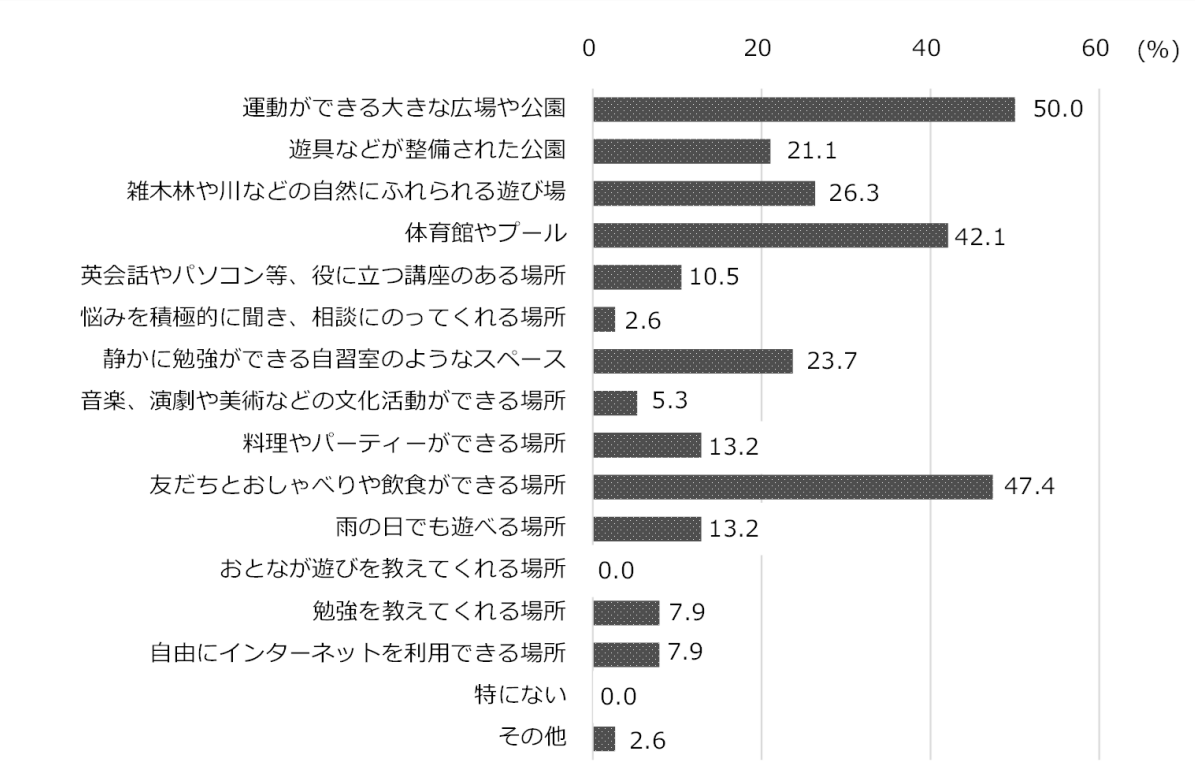

［こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査］

8　アンケート調査結果等からみえる現状

- フルタイムで就労している母親の割合が増加しており、長時間の保育ニーズが高まっていることが考えられます。
- こどもが生まれたときの育児休業の取得割合について、母親は約 45%、父親は 10%を切っています。育児休業制度について、普及・啓発活動を進めていく必要があります。
- 「美波町は、子育てしやすいまちだと思うかどうか」という問いでは、“そう思う”が約 20%、“どちらかというとそう思う”が約 40%と、合計すると回答者の 60%以上が子育てしやすいまちだと回答していますが、前回調査結果と比較すると、11.3 ポイント減となります。
- 子育てをしやすいまちづくりのために重要と思うことについて、“子育てへの経済的支援の充実” を挙げている人が約 50%となっており、前回調査結果と比較しても重視する方の割合が増えています。
- 「妊娠・出産する上で、妨げとなっていると思うこと」について、“子育てや教育にお金がかかりすぎること”を挙げている方が約 70%と最も多く、次いで“仕事と子育てが両立できる職場環境でないこと” が約 40%となっています。仕事も含め、経済的な面を理由としている方が多い状況です。

　保育サービスの充実、多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進、こどもの貧困対策等について、より推進していく必要があると考えられます。
　また、より多くの方に「子育てしやすいまち」と思っていただけるよう、ニーズを把握し、きめ細かな支援に努めていく必要があると考えられます。

- 中学生～29 歳以下の方の自己認識について、「今の充実感」は全国値と比べ高い傾向となっていますが、「将来への希望」については低い傾向となっています。
- 中学生～29 歳以下の方について、「家庭」、「学校」、「地域」、「インターネット空間」については半数以上が、「居場所になっている」と回答しています。特に、「学校」と「地域」は全国値と比較しても肯定的な回答者の割合が高い傾向にあります。

　家庭や地域の教育力の向上等の取組について継続していく必要があると考えられます。

第3節　美波町における子育て支援サービスの状況

１　こども園等の状況

本町には、公立の認定こども園が５か所（うち木岐こども園、阿部こども園は休園中）と公立の小規模保育事業所が１か所あります。日和佐こども園、由岐こども園は６か月児から、赤松こども園、伊座利小規模保育園は１歳児から受け入れています。

〔施設の状況（令和６年 10 月１日現在）〕

名称	定員 総数（１号/２・３号）	所在地	対象年齢	教育・保育時間
日和佐こども園	140（20/120）人	奥河内	６か月児～5 歳児	平日・土曜日 （7:00～18:00）
由岐こども園	60（15/45）人	西の地		
赤松こども園	25（10/15）人	赤松	１歳児～5 歳児	
伊座利小規模保育園	８（0/８）人	伊座利		

〔年齢別利用者数（４月１日実人数）の推移〕

年齢		単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
１号認定	３歳児	人	5	3	0	1	1
	４歳児	人	1	5	2	0	1
	５歳児	人	2	0	5	1	0
２号認定	３歳児	人	25	24	28	18	23
	４歳児	人	29	25	23	28	17
	５歳児	人	37	28	26	24	27
３号認定	０歳児	人	5	5	0	4	2
	１歳児	人	22	17	21	16	15
	２歳児	人	24	27	17	24	23
計		人	150	134	122	116	109

〔こども園別利用者数（４月１日実人数）の推移〕

年齢	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
日和佐こども園	人	106	92	91	83	79
由岐こども園	人	24	25	20	21	22
赤松こども園	人	13	13	5	6	6
阿部こども園	人	7	4	6	6	2
計	人	150	134	122	116	109

〔延長保育利用者数の推移〕

年齢	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日和佐こども園	人	14	10	21	19
由岐こども園	人	4	2	0	2
赤松こども園	人	0	0	1	0
計	人	18	12	22	21

利用者数について、年齢別の人口に対する利用率をみると、１号認定子どもは 10%を切っており、２号認定子どもは約 90%、３号認定子どもについては、０歳児が約 10～20%、１歳児が約 70%、２歳児が約 80～100%の間で推移しています。

年度によって差はありますが、１号認定の割合が低下し、低年齢児の入園率が上昇している状況です。

父母ともに就労している共働き世帯の増加だけではなく、三世代世帯の減少や祖父母世代の就業率が増えていることから、保育の必要性のあるこどもが増えていると考えられます。

〔人口に対する利用率（４月１日実人数）の推移〕

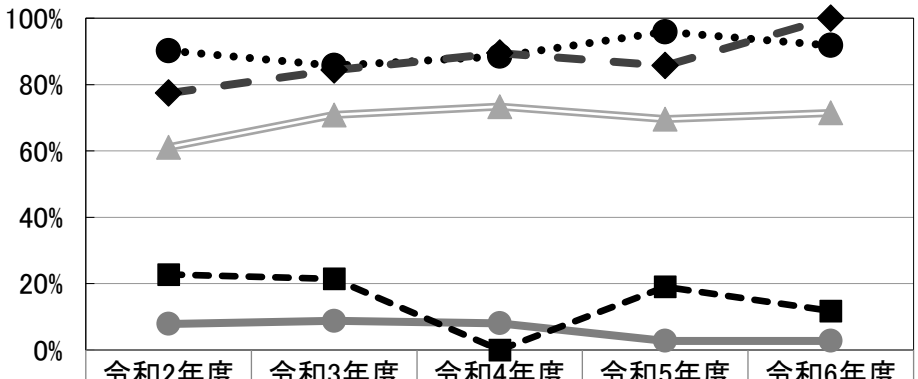

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳(1号)	7.8%	8.8%	8.0%	2.7%	2.7%
3～5歳(2号)	90.2%	85.7%	88.5%	95.9%	91.8%
0歳	22.7%	21.4%	0.0%	19.0%	11.8%
1歳	61.1%	70.8%	73.3%	69.6%	71.4%
2歳	77.4%	84.4%	89.5%	85.7%	100.0%

2　地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、子育て世代の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報提供、講習等の開催など、子育て全般の専門的な支援を行う事業です。本町には平成22年度から「ももほっぺ」があります。

◆定期的なイベント

おやつづくり、手作りおもちゃづくり、親子ヨガ、タッチセラピー、英語であそぼっ　等

◆季節のイベント

節分豆まき、端午の節句、七夕、お月見、芋堀り、クリスマス、ハロウィン等

◆子育て相談窓口

〔施設の状況〕

名称	所在地	設置年月	開設日
ももほっぺ	西の地字東地	平成22年4月	月曜日～金曜日 （9:30～12:00、13:00～15:30）

〔利用者数の推移〕

単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延人日/月	67	40	65	73

３　児童館の状況

本町には放課後児童クラブ事業はないものの、それに代わって児童館・こども広場が放課後の児童の居場所となっています。１日当たりの利用者数平均は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和２年度～令和４年度は少ない状況となっています。

〔施設の状況〕

名称	所在地	設置年月	開設日
美波町児童館 マーメード	奥河内字井ノ上	平成７年４月	月曜日～金曜日(10:00～正午/13:00～18:00) 土曜日(9:00～17:00) ※長期休業期間は変更あり
こども広場	西の地字東地	平成 27 年４月	月曜日～金曜日(9:30～正午/13:00～18:00) 土曜日(8:30～正午/13:00～17:00) ※長期休業期間は変更あり

〔児童館利用者数の推移〕

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１日当たり平均	通常	約 13 人	約 13 人	約 17 人	約 18 人
	夏休み期間	約 14 人	約 14 人	約 14 人	約 15 人

※令和２～４年度は新型コロナウイルス感染症の影響で自由来館制限や土曜日を閉館としました。

〔こども広場利用者数の推移〕

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１日当たり平均	通常	約 4 人	約 4 人	約 3 人	約 6 人
	夏休み期間	約 5 人	約 4 人	約 5 人	約 5 人

※令和２～５年度は新型コロナウイルス感染症の影響で自由来館制限をしました。

４　妊婦健康診査

妊婦健康診査にかかる費用を回数 14 回分助成しています。令和５年度の年間利用者数（実人数）は 26 人でした。

〔利用者数（年間延回数）の推移〕

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延補助回数	延回数/年	344	270	280	181
対象人数	人	46	36	36	26

５　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児がいる全家庭を保健師が訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行います。令和５年度の年間延べ件数は 21 人でした。

〔年間延訪問件数の推移〕

名称	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象人数	人	30	25	21	21

６　一時預かり事業

①１号認定の在園児対象

１号認定の在園児を対象に、通常の教育時間終了後 14 時から希望に応じて、預かり保育を実施しています。（保護者の就労等の事情により常時保育の必要のある方は、２号認定となります。）

〔年間延人数の推移〕

単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人日/年	4	3	5	2

②未就園児対象

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間にこども園等において、一時的に預かりを行っています。

〔年間延人数の推移〕

単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人日/年	144	93	110	198
対象人数	9	6	7	11

7　ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての応援を依頼したい人（依頼会員）」、「子育ての応援ができる人（提供会員）」、「両方を兼ねる人（両方会員）」からなる組織で、主に提供会員の家庭において一時預かり等の援助を有料で行います。平成 27 年度から開始し、会員の相互活動に関する連絡・調整を行っています。

〔年間件数の推移〕

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
依頼会員	人	31	28	25	24
提供会員	人	15	15	16	17
両方会員	人	11	11	11	10
利用延日数	延人日	155	162	96	57

8　病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気のこどもを看護師等が一時的に保育等をする事業です。現在、町では、医療機関での病児保育の実施が難しいことにより、病後児保育事業を徳島県看護協会に委託しています。

〔年間件数の推移〕

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	人	0	1	0	0
利用延日数	延人日	0	1	0	0

9　子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合及び経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に福祉施設等で一定期間、養育、保護します。保護者負担はこどもの年齢、所得により決定します。

社会福祉法人たちばな学苑（児童養護施設）、社会福祉法人宝田寮（児童養護施設）、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院への委託を行っています。実績０の年が続いていましたが、令和５年度の実績は７件となっています。また、令和６年度からはファミリーホーム髙橋への委託も行っています。

〔年間件数の推移〕

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用件数	件	0	0	0	7

10　養育支援訪問事業

児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言などの必要な支援を行う事業です。新生児訪問等により養育に不安があるとされた家庭に町保健師が訪問し、関係機関と連携し家庭環境の把握に努め、育児相談などの支援を実施しています。

〔年間延訪問人数の推移〕

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象世帯数	世帯	8	6	7	5
訪問延回数	延回数	12	11	11	10

11　その他のサービス

（１）３歳以上及び第２子以降の３歳未満のこどものこども園等利用料の無料化

こども園等の利用料について、国の基準に従い、３歳以上児のこども園等利用料を無料化しています。また、国の基準外である０～２歳児についても、原則、第２子以降のこどもの利用料を無料化しています。

（２）広域入所

南阿波定住自立圏共生ビジョンによる「こども園広域入所に関する連携事業」を実施しており、利用者の利便性を図っています。

（３）子どもはぐくみ医療

保険適用分のこどもの医療費助成について、満 18 歳まで実施しています。

（４）ひとり親家庭の入学祝い金

ひとり親家庭の児童・遺児が小学校・中学校入学時に祝い金を贈与しています。

児童１人当たり１万円

（５）出産祝い金

新生児に対し、下記金額を贈与しています。

第１子　３万円　　第２子　５万円　　第３子　８万円　　第４子以降 10 万円

（６）チャイルドシート貸与事業

希望者に対して、チャイルドシートの貸し出しを行っています。

（７）チャイルドシート購入補助金

補助金は購入価格の 1/2 で、１万円を上限に行っています。

第4節　施策の体系の考え方

こども大綱では、こども施策に関する次の６つの柱を基本的な方針として掲げています。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本町ではこれまで、次世代育成支援後期計画から掲げてきた各分野における施策を引き継いで、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくため、次の５つの基本目標を設定し、子育て施策の推進を図ってきました。

こども大綱が掲げる６つの柱は、いずれも、これまで本町が取り組んできた内容と共通しますが、これまで市町村では積極的な取組が難しかったこども・若者の社会参画・意見反映が重視されており、本町としても、これまでのこどもの権利擁護の取組を一層充実していく必要があると考えます。

そのため、第２期計画の目標に「こどもの権利を尊重するまちづくり」を加え、これまで取り組んできた施策を再編し、子育て施策の推進を図っていきます。

基本目標１　子育て家庭の支援
基本目標２　こどもと親の健康の確保と増進
基本目標３　こどもの健やかな成長を目指した教育環境の整備
基本目標４　支援が必要なこどもと家庭への取組の推進
基本目標５　子育てを支援する生活環境の整備
基本目標６　こどもの権利を尊重するまちづくり新規

第３章

計画の基本的な考え方

第1節　計画の基本理念

こどもをよりよい環境の中で心身ともに健やかに育成することは、町民すべての願いであり、 社会の責務でもあります。

本計画の上位計画である「美波町総合計画」では、基本政策の１つとして「郷土を愛し、未来を創る 人を育むまち」を挙げ、子育て支援や学校教育の取組を位置付けています。しかし、本計画策定に当たって実施した、こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査では、中学生・中学校を卒業した方ともに「今の充実感」は全国値と比べ高い傾向となっていますが、「将来への希望」については低い傾向となっています。

一方で、国が掲げる「こども大綱」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

これらを踏まえ、本町の全てのこどもたちが、将来に希望を持ち、幸福な生活を送ることができる社会を目指し、取組を進めていく必要があると考えます。そのためには、家庭や地域、行政、関係機関・団体、企業・事業者など、こどもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深めることが重要です。

こどもが将来に希望を持ち、こどもを安心して生み育てられる施策を実施し、こどもも親もいきいきと活動できるまちづくりを進めます。

■基本理念

地域と家庭が支えあい
こども・若者の幸せと未来を応援するまち　みなみ

第2節　計画の基本方針

1　計画期間の将来推計人口

本町の 18 歳未満（0～17 歳）の人口は、令和６年に 510 人だったものが、令和 11 年には 396 人と５年間で 110 人強の減少が見込まれます。

＜18 歳未満人口の推移＞

	実績値	推計値				
	令和6年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
0歳	17	16	16	16	16	14
1歳	21	18	17	17	17	17
2歳	23	19	17	16	16	16
3歳	27	22	18	17	16	16
4歳	19	27	22	18	17	16
5歳	27	19	27	22	18	17
6歳	26	26	18	26	21	17
7歳	31	25	25	18	26	21
8歳	24	30	24	25	18	25
9歳	38	24	30	24	25	18
10 歳	26	37	24	30	24	25
11 歳	28	26	36	24	30	24
12 歳	32	28	26	35	24	30
13 歳	40	31	28	26	34	24
14 歳	35	39	31	27	25	33
15 歳	31	35	39	31	27	25
16 歳	34	31	35	39	31	27
17 歳	31	34	31	35	39	31
0～2歳合計	61	53	50	49	49	47
3～5歳合計	73	68	67	57	51	49
6～8歳合計	81	81	67	69	65	63
9～11 歳合計	92	87	90	78	79	67
12～14 歳合計	107	98	85	88	83	87
15～17 歳合計	96	100	105	105	97	83
0～11 歳合計	307	289	274	253	244	226
0～17 歳合計	510	487	464	446	424	396

※令和６年の実績人数は住民基本台帳（４月１日）。令和７年～令和 11 年の推計人口は令和２年～令和６年（各年４月１日）の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」（同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）で算出した推計値。

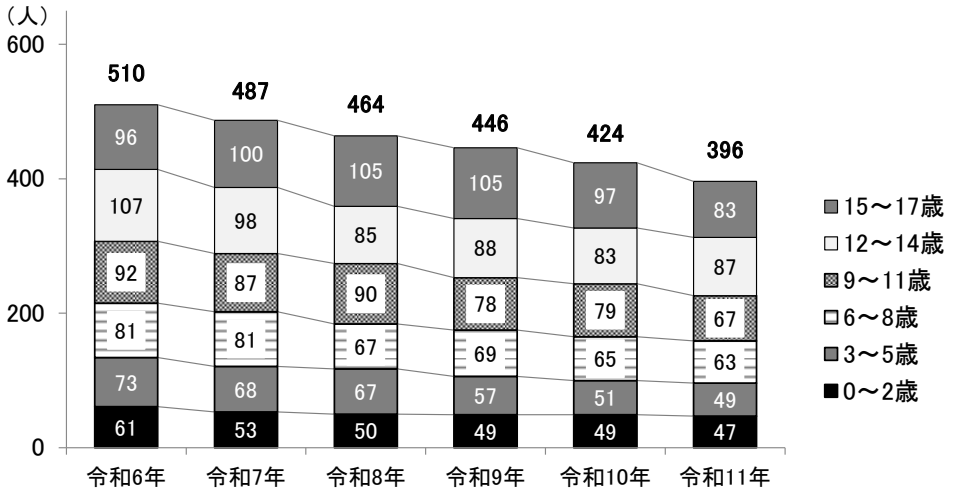

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一町一地区と設定します。

第４章

基本施策

本計画では、これまでの計画の体系を引き継ぎ、次の６つの基本目標を定めます。またそれぞれの基本目標を達成するために 21 の基本施策を定めます。

＜本計画での施策体系＞

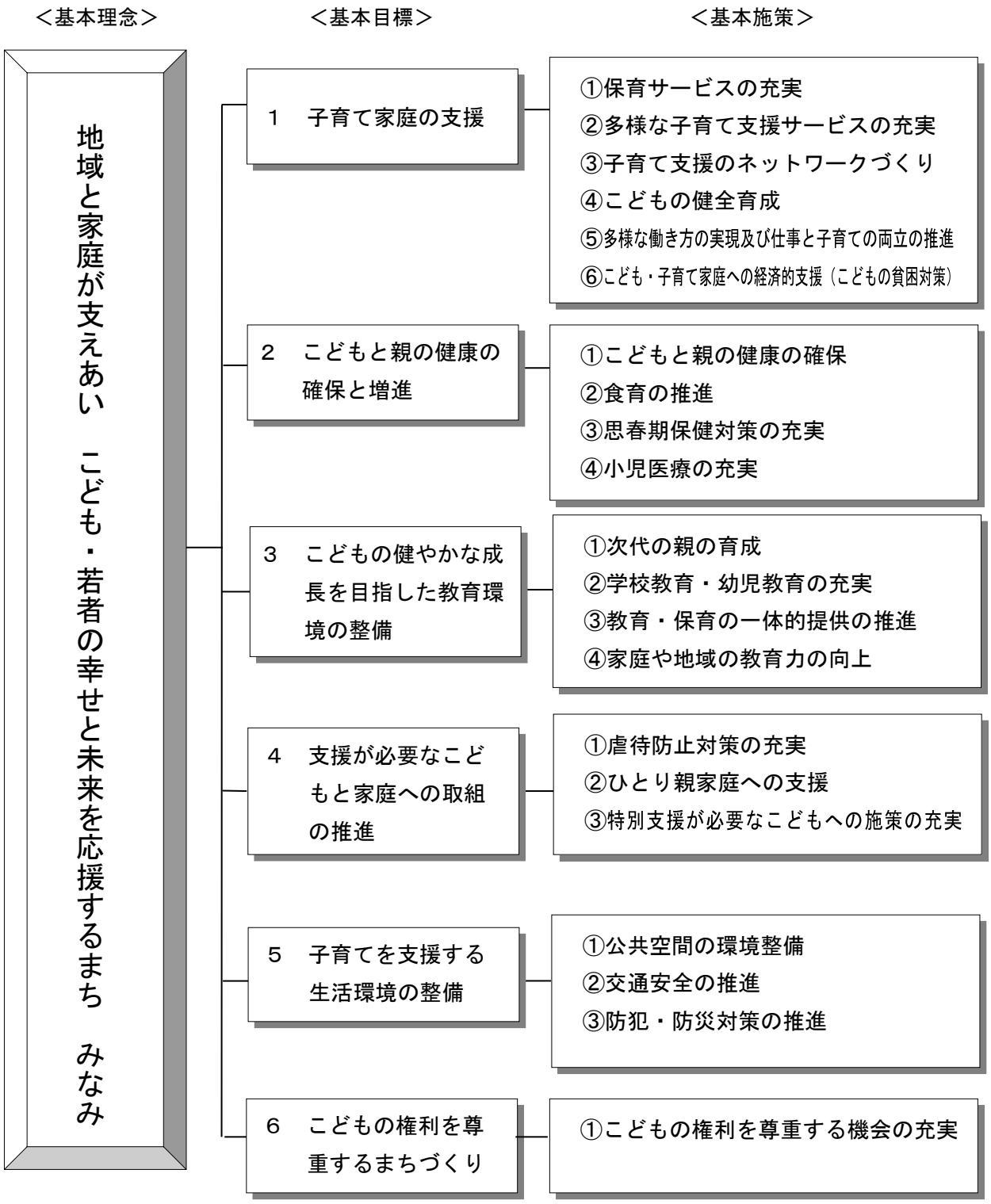

第1節　子育て家庭の支援

１　保育サービスの充実

通番	取組	内容
1	**通常保育事業の充実**	・教育・保育を必要とするこどもの受け入れを行い、地域における需要や施設・事業ごとの利用見込み等の状況を踏まえ、利用定員数の適正化を図ります。 ・家庭との緊密な連携のもとに、こどもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育が一体となった総合的な教育・保育を実施していきます。 ＊ 福祉課
2	**障がい児保育事業の推進**	・障がいのあるこどもの人数や障がいの状況等に応じて、こども園等における保育教諭の加配を行い、こどもの育ちを見守ります。 ・一人ひとりの障がいの状況に応じ、家庭・専門機関等と連携を密にした、きめ細やかな教育・保育を実施していきます。 ＊ 福祉課
3	**延長保育の実施**	・保護者の就労形態の多様化にともなう保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。 ＊ 福祉課
4	**こども園等におけるサービスの質の向上に向けた取組の推進**	・保育教諭等を対象とした体系的・計画的な研修を実施し、教育・保育サービスの質の向上を図ります。 ・苦情受付窓口として設置している第三者委員会を周知し、苦情の解決をはじめ、安心してこどもを預けられる環境づくりを進めます。 ＊ 福祉課

２　多様な子育て支援サービスの充実

通番	取組	内容
5	**一時預かり事業の実施**	・保護者の継続的な就労や、疾病や育児疲れの解消等を支援するために、こども園等における一時預かり事業の実施体制を確保します。 ＊ 福祉課
6	**ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）の実施**	・保護者の疾病や就労、その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、福祉施設等でこどもを預かるショートステイ事業について、関係機関との連携のもと、委託による実施体制を確保します。 ＊ 福祉課
7	**放課後のこどもの居場所づくり**	・児童の習い事や、クラブ活動等児童自身のスケジュールの多忙さにより、児童館のような行きたいときに気軽に行ける自由来館方式の利用希望が多く、児童館等の施設でのこどもの安心安全な居場所づくりを進めていきます。 ＊ 福祉課
8	**児童館の充実**	・遊びによる発達の助長、児童の集団指導、世代間の交流、子育て情報の交換等を推進する観点から、定期的なイベントをはじめ、季節毎の行事、各種相談事業等の充実を図ります。 ＊ 福祉課
9	**地域子育て支援拠点事業の充実**	・親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等を目的とした地域子育て支援拠点事業（「ももほっぺ」で実施）の充実に努めます。 ・町広報等による事業の周知と利用を促進するとともに、関係機関との連携のもと、子育て支援の中核機関としての体制づくりを進めます。 ＊ 福祉課
10	**利用者支援事業の実施**	・子ども家庭総合支援拠点や子育て応援室において、妊娠期から子育て期における相談や助言を行い、必要な事業が利用できるよう支援します。関係機関と連絡調整しながら、切れ目ない支援を行います。 ＊ 福祉課、健康増進課

３　子育て支援のネットワークづくり

通番	取組	内容
11	養育支援訪問事業の充実	・乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行っていきます。 ・こども園等や地域の関係者と連携し、支援を行っていきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
12	子育てに関する情報提供の充実	・町広報や町ＨＰ、ももほっぺ、こども園等による情報提供等、多様な方法や機関による情報提供の強化に取り組みます。 ・乳幼児健診や育児相談をはじめ、母子保健事業での効果的な情報提供を行います。 ＊ 福祉課、健康増進課
13	ＰＴＡ連合会補助事業の実施	・小中学校のＰＴＡを対象に、ＰＴＡ活動全般に関する研究、会員相互の親睦、こどもの健全育成活動、教育環境の設備充実に対する補助を行います。 ＊ 教育委員会
14	子育て支援ネットワークづくりの推進	・「美波町こども支援地域協議会」の代表者会議や実務者会議による連携をはじめ、こどもと家庭への支援を目的とした関係機関や、地域の各種団体等によるネットワークの強化に取り組みます。 ＊ 福祉課
15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	・こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。 ・会員の募集、育成、連絡・調整に努めており、会員の確保に取り組むとともに、町広報等による事業の周知と利用を促進し、利用・相談しやすい体制づくりに努めていきます。 ＊ 福祉課
16	こども家庭センターの検討	・子ども家庭総合支援拠点と子育て応援室を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターの設置を検討します。 *福祉課、健康増進課

４　こどもの健全育成

通番	取組	内容
7	**放課後のこどもの居場所づくり【再掲】**	・児童の習い事や、クラブ活動等児童自身のスケジュールの多忙さにより、児童館のような行きたいときに気軽に行ける自由来館方式の利用希望が多く、児童館等の施設でのこどもの安心安全な居場所づくりを進めていきます。 ＊ 福祉課
8	**児童館の充実【再掲】**	・遊びによる発達の助長、児童の集団指導、世代間の交流、子育て情報の交換等を推進する観点から、定期的なイベントをはじめ、季節毎の行事、各種相談事業等の充実を図ります。 ＊ 福祉課
17	**こども園等地域活動事業（世代間交流・異年齢児交流等）の推進**	・小中学校の児童・生徒、地域との交流、高齢者施設への訪問など、各こども園等が実施する交流活動の充実を図ります。 ＊ 福祉課、教育委員会
18	**民生委員・児童委員の活動支援**	・情報提供や意見交換、研修の機会を充実し、民生委員・児童委員、とりわけ主任児童委員の活動が円滑に行われるよう連携していきます。 ＊ 福祉課
19	**こどもを対象とした相談体制の充実**	・児童相談所（全国共通ダイヤル）など、こどもを対象とした電話相談の周知を強化します。 ・こども人権 110 番など、こども向け人権相談窓口の周知を強化します。 ・夏休み期間にこども向け人権相談を開催するなど、人権擁護委員との連携のもと、こども本人や保護者を対象とした相談体制の充実に取り組みます。 ＊ 住民生活課、福祉課
20	**青少年健全育成協議会による活動の推進**	・小学校での防犯教室や、夏休みに児童を対象とした「キッズフェスティバル」の開催、町内巡視活動など、「美波町青少年健全育成協議会」によるこどもの健全育成に向けた活動を推進します。 ＊ 教育委員会
21	**子育て家庭への経済的支援**	・保育料の完全無償化を検討します。 ・経済的理由により、こどもに義務教育を受けさせることが困難となった保護者を対象に、就学援助費（学用品費、給食費、修学旅行費等）を支給します。 ・義務教育修了後の進路選択を支援するため、高等学校通学定期券購入または宿舎利用料の一部を助成します。 ＊ 福祉課、教育委員会

通番	取組	内容
16	**こども家庭センターの検討【再掲】**	・子ども家庭総合支援拠点と子育て応援室を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターの設置を検討します。 *福祉課、健康増進課

５　多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進

通番	取組	内容
22	**育児・介護休業制度の普及・啓発**	・町広報や町ＨＰの活用による育児・介護休業制度の普及を図ります。 ・県、公共職業安定所や商工会等との連携のもと、普及・啓発活動に努めます。 ＊ 産業振興課、総務課
23	**男女共同参画意識の啓発**	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着に努めます。 ＊ 総務課
24	**仕事と生活の調和のための意識啓発**	・町広報等を活用し、仕事上の責任を果たすだけではなく、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方を選択・実現できるよう意識の啓発を行います。 ＊ 福祉課

６　こども・子育て家庭への経済的支援（こどもの貧困対策）

通番	取組	内容
7	**放課後のこどもの居場所づくり【再掲】**	・児童の習い事や、クラブ活動等児童自身のスケジュールの多忙さにより、児童館のような行きたいときに気軽に行ける自由来館方式の利用希望が多く、児童館等の施設でのこどもの安心安全な居場所づくりを進めていきます。 ＊ 福祉課
8	**児童館の充実【再掲】**	・遊びによる発達の助長、児童の集団指導、世代間の交流、子育て情報の交換等を推進する観点から、定期的なイベントをはじめ、季節毎の行事、各種相談事業等の充実を図ります。 ＊ 福祉課
14	**子育て支援ネットワークづくりの推進【再掲】**	・「美波町こども支援地域協議会」の代表者会議や実務者会議による連携をはじめ、こどもと家庭への支援を目的とした関係機関や、地域の各種団体等によるネットワークの強化に取り組みます。 ＊ 福祉課
19	**こどもを対象とした相談体制の充実【再掲】**	・児童相談所（全国共通ダイヤル）など、こどもを対象とした電話相談の周知を強化します。 ・こどもの人権 110 番など、こども向け人権相談窓口の周知を強化します。 ・夏休み期間にこども向け人権相談を開催するなど、人権擁護委員との連携のもと、こども本人や保護者を対象とした相談体制の充実に取り組みます。 ＊ 住民生活課、福祉課
21	**子育て家庭への経済的支援【再掲】**	・保育料の完全無償化を検討します。 ・経済的理由により、こどもに義務教育を受けさせることが困難となった保護者を対象に、就学援助費（学用品費、給食費、修学旅行費等）を支給します。 ・義務教育修了後の進路選択を支援するため、高等学校通学定期券購入または宿舎利用料の一部を助成します。 ＊ 福祉課、教育委員会
25	**子どもはぐくみ医療費の助成**	・18 歳に達する年度末まで保険診療の一部負担金の助成を行っています。 ・こどもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、少子化対策及び子育て支援対策と位置付けて取り組みます。 ＊ 福祉課

通番	取組	内容
26	**生活安定に向けた自立支援の充実**	・母子父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭こども自立支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業など、県の支援制度に関する情報提供を強化します。 ・民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ります。 ＊ 福祉課
27	**経済的支援による自立支援の推進**	・町広報や各種手続き時に、ひとり親家庭等医療費の助成や児童扶養手当などの各種制度の周知を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。 ＊ 福祉課
28	**相談体制の充実**	・県こども女性相談センター等の専門機関と連携して、相談の充実に努めます。 ＊ 福祉課
29	**ヤングケアラーへの支援**	・年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負って、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているこどもに対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会
16	**こども家庭センターの検討【再掲】**	・子ども家庭総合支援拠点と子育て応援室を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターの設置を検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課

第2節　こどもと親の健康の確保

１　こどもと親の健康の確保

通番	取組	内容
30	**母子健康手帳の交付**	・妊娠届出時には、保健師・管理栄養士が面接して、妊娠中の生活について情報提供、指導に努めます。 ＊ 健康増進課
31	**妊婦健康診査受診票の交付**	・妊婦健康診査受診票（14 回分）及び多胎児には超音波検査受診票を交付し、妊娠中の異常の早期発見や健康の保持増進に努めます。 ・健診結果に応じて、保健指導を実施します。 ＊ 健康増進課
32	**産前・産後サポート、産後ケア事業の充実**	・妊娠届出時から、母子保健事業の流れについて周知するとともに、産前・産後サポート、産後ケア事業として骨盤や乳房ケアなどの体のケアや育児相談などを行います。 ・育児不安の軽減を図るとともに、こどもの成長を楽しめるよう支援します。 ＊ 健康増進課
33	**新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業等）の充実**	・保健師が新生児を訪問し（乳児家庭全戸訪問事業等）、相談や指導を通じて健康管理の支援や心配・不安の解消に努めます。 ＊ 健康増進課
34	**母子健康相談の充実**	・母子健康相談を実施し、身体計測や子育て相談、栄養相談を行います。また赤ちゃん教室を実施し、こどもの生活リズム・離乳食のすすめ方・遊びについて小集団で体験し学習する機会を持ちます。 ＊ 健康増進課
35	**乳幼児健康診査の充実**	・医師・保健師・栄養士・看護師・歯科衛生士・言語聴覚士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等の確認を行います。 ・関係機関との連携も図りながら、健診実施後のカンファレンスの充実に努めます。 ・未受診者の把握とともに、フォロー体制の強化を図ります。 ＊ 健康増進課
36	**予防接種の実施**	・小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、ロタウイルス、５種混合、ＢＣＧ、日本脳炎、麻しん・風しん混合、水痘、二種混合、ヒトパピローマウイルスの定期予防接種を実施します。 ・受診対象者への通知を行うとともに、未接種者の把握と接種勧奨を行います。 ・予防接種の広域化など、受診しやすい体制の確保に努めます。 ＊ 健康増進課

通番	取組	内容
37	**乳幼児期からの相談・指導の充実**	・教育相談・ことばの相談やその他関係機関における相談などを利用して、地域での相談事業を実施します。また、必要な時にすぐ相談対応ができるように、巡回相談員が常勤対応できるような体制について検討します。 ・相談事業をとおして、母子保健、児童福祉、学校教育、医療との連携も図り、支援体制を整えていきます。 ＊ 健康増進課、福祉課、教育委員会
38	**こどもの事故予防の推進**	・健診や相談事業をとおして、こどもの発達に合わせた安全への配慮や事故防止への指導を行います。 ＊ 健康増進課

２　食育の推進

通番	取組	内容
39	**食に関する学習機会の充実**	・各母子保健事業をとおして、離乳食の時期から何をどれだけ食べればいいのかがわかるように、子どもノートを使用して学習する機会を持ちます。また、実際に必要な食品の量や調理例を展示する等、保護者の方がイメージしやすい方法で支援します。 ・妊娠期から、妊娠中の栄養やこどもの栄養について考えられる学習機会の提供を検討します。 ＊ 健康増進課
40	**こども園等における食育の推進**	・こども園等での給食支援をとおして、また学校給食との連携によって、こどもの食のあり方について考えていきます。月１回の給食検討会においても引き続き食育の推進について考えます。 ・給食だよりや給食サンプル、試食会等を通じて、こどもや保護者に食に関する正しい情報や、生活習慣病予防の周知を行います。 ・給食の地場産物使用率を高め、郷土料理等を取り入れます。 ＊ 福祉課、健康増進課
41	**小中学校における食育の推進**	・学校栄養士や町の管理栄養士が、食育学習の実施や生活習慣の改善に取り組みます。 ・血液検査後の説明会において結果と関連づけた食の学習を行います。 ・給食だよりや給食サンプル、試食会等を通じて、こどもや保護者に食に関する正しい情報や、生活習慣病予防の周知を行います。 ・給食の地場産物使用率を高め、郷土料理等を取り入れます。 ＊ 教育委員会、健康増進課

３　思春期保健対策の充実

通番	取組	内容
42	**心の健康支援**	・引き続き小中学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を行い、相談体制の充実に努めます。 ・年１回、こころの健康づくり講演会（思春期講演会）を実施します。 ＊ 教育委員会、健康増進課
43	**未成年者の喫煙及び飲酒、薬物乱用の害についての理解促進**	・小中学校での指導強化とともに、県教育委員会と連携し、高校生への教育も推進していきます。 ・健康づくり事業を活用して、喫煙や薬物乱用の害についての理解を促進します。 ＊ 教育委員会、健康増進課
44	**思春期保健事業の推進**	・発達段階に応じた性教育を各小中学校で実施します。また、中学生を対象に、性教育の講演会を開催します。 ＊ 教育委員会、健康増進課

４　小児医療の充実

通番	取組	内容
45	**不妊治療に関する支援制度の普及啓発**	・県や関係団体との連携により、不妊治療支援制度の普及を図ります。パンフレットや広報活動は引き続き行います。 ＊ 福祉課、健康増進課
25	**子どもはぐくみ医療費の助成【再掲】**	・18 歳に達する年度末まで保険診療の一部負担金の助成を行っています。 ・こどもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、少子化対策及び子育て支援対策と位置付けて取り組みます。 ＊ 福祉課
46	**医療情報の提供**	・町の広報誌等を通じて随時、国・県からの新しい情報を住民に提供していきます。 ＊ 健康増進課、福祉課

第3節　こどもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

１　次代の親の育成

通番	取組	内容
47	保育体験活動の推進	・こども園等が行う地域活動事業で、次代の親となる児童・生徒が園児とふれあう機会（保育体験等）を提供し、生命の大切さ、思いやりの心を育むとともに、父性や母性の意識の向上に努めます。 ＊ 福祉課、教育委員会
48	母子保健事業を通じたこどもを生み育てることの意識の啓発	・母子保健事業や中学校でのこころの健康づくり講演会を通じて、対象者の方に、こどもを産み育てることについて考えることができるような学習を深めます。 ＊ 健康増進課
23	男女共同参画意識の啓発【再掲】	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着に努めます。 ＊ 総務課

２　学校教育・幼児教育の充実

通番	取組	内容
49	確かな学力の向上に向けた指導体制の充実	・指導体制の充実に向けて、県教育委員会との連携も図りながら、人的配置に努めていきます。 ・研修や交流による教職員の資質の向上を促進します。 ・JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）の活用による外国語指導助手の配置など、国際化や情報化に対応した特色のある教育課程の編成に努めます。 ＊ 教育委員会
50	豊かな心の育成	・道徳授業の充実とともに、学校行事や活動の中で道徳的感性を育てる機会を創出します。 ・町内の清掃活動を通じて、ふるさとの自然の美しさを知り、ふるさとを大切にする心を醸成します。 ＊ 教育委員会
51	健やかな体の育成	・スポーツを通じて、仲間と目標に向かって粘り強く、やり遂げる力を身につけるための体力・気力の向上に努めます。 ・学校教育における教科体育や部活動の充実に向けて、人員の確保に努めます。 ・運動部活動の地域移行を推進します。 ＊ 教育委員会

通番	取組	内容
52	**相談活動の充実**	・引きこもりの防止やこどもの状況に応じた支援を行うために、学級担当や家庭との連携を図りながら、別室登校や個別指導などの対応を行います。 ・教育相談員等による学校や家庭等の巡回を定期的に実施し、こどもや家庭の悩みなどの解消に努めます。 ・小中学校へのスクールカウンセラーの配置など、児童・生徒が気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ＊ 教育委員会
53	**信頼される学校づくり**	・PTA 連合会との協力体制を強化し、家庭・地域・学校の連携に繋げていきます。 ・地域への情報発信、地域の人材活用、地域行事への参加など、学校と地域との連携強化に取り組みます。 ＊ 教育委員会
54	**基本的な生活習慣の確立や健康づくりの推進**	・健康づくりや食育を推進する観点から、学校との連携による保健事業の充実に努めます。 ・児童・生徒の健康を保持増進するために、学校保健委員会で健康問題の研究や協議を行うとともに、具体的な活動を推進していきます。 ＊ 教育委員会、健康増進課
55	**学校における防犯・救急処置・安全管理体制の確保**	・緊急対応マニュアル・防災マニュアルの充実とともに、関係機関との連携のもと、不審者対応、火災避難訓練を実施します。 ・防犯体制について、学校と地域との連携を強化します。 ＊ 教育委員会

3　教育・保育の一体的提供の推進

通番	取組	内容
56	**教育・保育の一体的提供の推進**	・こども園等と小学校との間での職員の交流等による連携を推進し、質の高い教育・保育を提供するよう努めます。 ＊ 教育委員会、福祉課

４　家庭や地域の教育力の向上

通番	取組	内容
57	**家庭教育の推進**	・児童・生徒の保護者を対象にした各種講演会を開催し、家庭教育への支援を行います。 ＊ 教育委員会
58	**地域の教育力の向上**	・公民館事業等において、こどもや親子を対象に、地域の大人が講師となり、郷土料理や季節の行事などを体験できる講座等を開催していきます。 ・体育協会やスポーツ少年団等への活動支援、総合型地域スポーツクラブの育成など、スポーツを通じた地域の教育力の向上に努めます。 ＊ 教育委員会

第4節　支援が必要なこどもと家庭への取組の推進

1　虐待防止対策の充実

通番	取組	内容
59	こどもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	・公共施設窓口に冊子やポスターを掲示し、啓発活動を行います。 ・中学校までの全児童に対し、周知チラシ等を配布していきます。 ＊ 福祉課
60	子育てに関する正しい知識の普及と虐待の早期発見の推進	・妊婦ノート、子どもノートなどの学習教材をもとに、保護者と学習できる機会をつくります。こどもの発達について理解を深め、子育ての楽しさを感じられるようなサポートも大切であるため、関係機関や地域でのサポート体制も考えながら支援していきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
11	養育支援訪問事業の充実【再掲】	・乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行っていきます。 ・こども園等や地域の関係者と連携し、支援を行っていきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
61	小学生や保護者を対象とした児童虐待・いじめ等の暴力防止教育の充実	・体罰によらない子育ての推進、こどもへの暴力防止や人権教育プログラムの実施など、こどもや保護者、教職員を対象とした学習機会の充実に努めます。 ＊ 教育委員会
62	こども支援地域協議会による支援の推進	・「美波町こども支援地域協議会」における代表者会議実務者会議の開催に加え、庁内の関係課や関係機関の連携を円滑に行うことができるよう努めます。 ・実務者会議を中心に、保護や支援の必要なこどもや家庭への具体的な支援内容を検討し、早期対応に繋げます。 ・子ども家庭総合支援拠点において、様々な関係機関との連携を強化して相談体制の充実に努めます。 ＊ 福祉課
63	ドメスティックバイオレンス(DV)防止に関する啓発と被害者への支援	・引き続き、各関係機関を通じて、DV の早期発見を行うとともに、早期対応に向けた連携を強化します。 ＊ 住民生活課
16	こども家庭センターの検討【再掲】	・子ども家庭総合支援拠点と子育て応援室を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターの設置を検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課

２　ひとり親家庭への支援

通番	取組	内容
26	**生活安定に向けた自立支援の充実【再掲】**	・母子父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭こども自立支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業など、県の支援制度に関する情報提供を強化します。 ・民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ります。 ＊ 福祉課
27	**経済的支援による自立支援の推進【再掲】**	・町広報や各種手続き時に、ひとり親家庭等医療費の助成や児童扶養手当などの各種制度の周知を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。 ＊ 福祉課
28	**相談体制の充実【再掲】**	・県こども女性相談センター等の専門機関と連携して、相談の充実に努めます。 ＊ 福祉課
16	**こども家庭センターの検討【再掲】**	・子ども家庭総合支援拠点と子育て応援室を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターの設置を検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課

３　特別支援が必要なこどもへの施策の充実

通番	取組	内容
64	**障がいに関する正しい知識の普及**	・障がいの内容や当事者組織の活動など、多様な情報を提供し、障がいに関する正しい知識の普及を図ります。 ＊ 福祉課
65	**障がいの早期発見・早期対応**	・医師・保健師・栄養士・保育教諭・歯科衛生士・言語聴覚士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等の確認を行います。 ・関係機関との連携も図りながら、健診実施後のカンファレンスの充実に努め、障がいの早期対応に繋げていきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
66	**自立支援及び地域生活支援の推進**	・「美波町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づく訪問系及び日中活動系サービス、地域生活支援事業の着実な推進を行います。 ＊ 福祉課
67	**障害児通所支援の推進**	・障害児通所支援として児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業を推進していきます。 ＊ 福祉課

通番	取組	内容
68	**障がい児相談支援**	・通所サービスを利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。また、基本相談支援（通常の相談）も行います。 ＊ 福祉課
2	**障がい児保育事業の推進【再掲】**	・障がいのあるこどもの人数や障がいの状況等に応じて、こども園等における保育教諭の加配を行い、こどもの育ちを見守ります。 ・一人ひとりの障がいの状況に応じ、家庭・専門機関等と連携を密にした、きめ細やかな教育・保育を実施していきます。 ＊ 福祉課
69	**教育環境の充実**	・障がいのある児童・生徒の人数や障がいの状況に応じて、小中学校へ特別支援学級・通級指導教室等を設置します。 ・特別支援教育の関係者等で組織する教育支援委員会において、就学に関する支援を行います。 ・特別支援学校等と連携し、教育相談の充実を図ります。 ＊ 教育委員会
70	**特別支援連携協議会による支援の推進**	・「美波町特別支援連携協議会」において、全体会、支援ケース会議を開催し、関係機関の連携を確保します。 ・支援ケース会議では、関係機関が連絡調整を図りながら、生き生きと自立した生活を送るために必要な支援を継続させるために、〝個別の支援計画〟を策定します。 ＊ 教育委員会
71	**特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給**	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給を行います。 ＊ 福祉課

第5節　子育てを支援する生活環境の整備

１　公共空間の環境整備

通番	取組	内容
72	**公共施設等のこども及び親子連れに配慮した施設・設備等の充実**	・公共施設の中で、こどもや親子連れの利用が多い施設を中心に、施設・設備等の維持や充実を進めます。 ＊ 産業振興課、教育委員会

２　交通安全の推進

通番	取組	内容
73	**交通安全に関する意識の啓発**	・町広報・町 HP による啓発や、春秋の交通安全運動など、多様な機会を通じて交通安全意識を醸成します。 ・自転車乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全利用を推進します。 ＊ 消防防災課
74	**チャイルドシートの貸与及び購入補助金交付事業等の推進**	・町広報や町 HP、関係機関による事業の周知を行い、利用促進を図ります。 ・こども園等を通じて、チャイルドシートの使用に関するパンフレットを配布し、正しい使用方法の周知と使用率の向上に努めます。 ＊ 福祉課
75	**交通安全教育の推進**	・こども園等、小学校で交通安全教室を開催し、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等を指導します。 ・保育教諭を対象とした交通安全指導者研修会を開催し、指導体制の充実に努めます。 ＊ 福祉課、教育委員会
76	**交通安全施設等の整備**	・交通量が多い道路や通学通園路等を中心に、危険箇所の把握や点検を行い、各種交通安全施設等の整備又は適切な維持管理を図ります。 ＊ 建設課、消防防災課

３　防犯・防災対策の推進

通番	取組	内容
77	**地域防犯活動の推進**	・町広報や町ＨＰによる啓発をはじめ、多様な機会を通じて自主防犯意識の醸成を図ります。 ・警察等との連携のもとに、学習会の開催や組織化の支援など、防犯ボランティアの育成・支援を推進します。 ・民生委員・児童委員定例会をはじめ、各種団体等の会合の場を活用し、こどもの安全確保に関する啓発を強化します。 ・青色防犯パトロール隊によるパトロール活動を実施します。 ＊ 消防防災課
78	**防犯講習の実施**	・警察等の協力を得ながら、小学校での不審者対応の指導や訓練を実施していきます。 ＊ 教育委員会
79	**安心メール配信の実施検討**	・こどもの安全にかかわる事件や不審者等の情報を、メールで保護者等に配信する仕組みについて検討します。 ＊ 教育委員会
80	**情報モラル教育の推進**	・インターネット上の有害情報やいじめからこどもを守るために、家庭・地域・学校が連携した携帯電話やインターネットの利用に関する情報モラル教育を推進します。 ＊ 教育委員会
81	**こどもに配慮した防災対策の推進**	・こども園等・学校などでの防災教育、防災訓練を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野でこどもに配慮した防災対策に努めます。また、関係各課や関係団体と連携し、合同の防災訓練などの実施を検討していきます。 ＊ 消防防災課、福祉課、教育委員会

第6節　こどもの権利を尊重するまちづくり

１　こどもの権利を尊重する機会の充実

通番	取組	内容
59	**こどもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進【再掲】**	・公共施設窓口に冊子やポスターを掲示し、啓発活動を行います。 ・中学校までの全児童に対し、周知チラシ等を配布していきます。 ＊ 福祉課
82	**こどもの意見表明・社会参画の促進**	・まちづくりに、こどもの意見や要望を反映できるよう、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。 ＊ 福祉課、教育委員会

第５章

子ども・子育て支援の見込量と確保方策

第1節　子ども･子育て支援サービス見込量の概要

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２区分となります。

＜サービスの類型＞

<table>
<tr><th>法</th><th colspan="3">区分</th><th colspan="2">施設・事業等</th></tr>
<tr><td rowspan="20">子ども・子育て支援法</td><td rowspan="15">子ども・子育て支援給付※</td><td rowspan="9">子どものための教育・保育給付</td><td rowspan="5">施設型給付</td><td colspan="2">公立幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="2">新制度への移行を選択する私立幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可保育所
※私立保育所については、市町村が委託費を支弁</td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定こども園</td><td>幼保連携型認定こども園</td></tr>
<tr><td>幼稚園型認定こども園</td></tr>
<tr><td>保育所型認定こども園</td></tr>
<tr><td>地方裁量型認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育給付（市町村が認可）</td><td colspan="2">小規模保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭的保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所内保育</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">子育てのための施設等利用給付</td><td colspan="2">新制度への移行を選択しない私立幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援学校</td></tr>
<tr><td colspan="2">預かり保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可外保育施設等</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児等のための支援給付</td><td colspan="2">乳児等通園支援事業［新設］</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="15">地域子ども・子育て支援事業</td><td colspan="2">利用者支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域子育て支援拠点事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊婦健康診査</td></tr>
<tr><td colspan="2">産後ケア事業［新設］</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児家庭全戸訪問事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">養育支援訪問事業及び虐待防止対策連絡協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業［一部新設事業あり］</td></tr>
<tr><td colspan="2">子育て短期支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">ファミリー・サポート・センター事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時預かり事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">病児保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実費徴収に係る補足給付を行う事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td></tr>
</table>

※上表の他、子どものための現金給付（児童手当）、妊婦のための支援給付等も位置付けられています。

1　量の見込みの算出項目と算出方法

本計画における各サービスの量の見込みは、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を参考に、本町の過去５年間の利用実績の推移等を鑑みつつ設定しました。

（1）　教育・保育給付事業

対　象　事　業	対象年齢
１号認定（認定こども園及び幼稚園）※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	３～５歳
２号認定のうち、幼稚園利用希望者（幼稚園）	３～５歳
２号認定（認定こども園及び保育所）	３～５歳
３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	０～２歳

（2）　地域子ども・子育て支援事業

対　象　事　業	対象年齢
利用者支援事業	―
地域子育て支援拠点事業	０～２歳
妊婦健康診査	妊婦
乳児家庭全戸訪問事業	０歳
養育支援訪問事業	０～17 歳
子育て短期支援事業	０～５歳
ファミリー･サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	０～５歳、 １～６年生
一時預かり事業	０～５歳
延長保育事業	０～５歳
病児保育事業	０～５歳
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	１～６年生
子育て世帯訪問支援事業　※新規	０～17 歳
児童育成支援拠点事業　※新規	6～17 歳
親子関係形成支援事業　※新規	０～17 歳
妊婦等包括相談支援事業　※新規	妊産婦
乳児等通園支援事業　※新規	０～２歳

※乳児等通園支援事業は、令和８年度から地域子ども・子育て支援事業ではなく、乳児等のための支援給付として位置付けられる予定です。

２　量の見込み一覧

本町のこども園等の利用者数の提供見込量は、推計児童人口に令和２年～令和６年の利用率を乗じて算出しました。町内に居住するこどもの教育・保育の見込量は、以下のとおりです。

＜教育・保育給付対象事業＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１号認定子ども（３歳以上保育の必要性なし）	3	3	2	2	2
２号認定子ども（３～５歳、幼稚園利用希望者）	0	0	0	0	0
２号認定子ども（３～５歳、保育園等利用希望者）	65	64	55	49	47
３号認定子ども（０歳）	4	4	4	4	3
３号認定子ども（１・２歳）	13	12	12	12	12

＜地域子ども・子育て支援事業＞

本町の地域子ども・子育て支援事業の見込量は、推計児童人口や令和２年～令和５年の利用実績を踏まえて算出しました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業【単位：か所】		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業【単位：延組/月】		61	59	53	50	48
妊婦健康診査【単位：延件/年】		224	224	224	196	196
乳児家庭全戸訪問事業【単位：人/年】		16	16	16	16	14
養育支援訪問事業等【単位：人/年】		5	5	5	4	4
子育て短期支援事業（ショートステイ）【単位：延人/年】		95	90	83	80	74
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）【単位：延人/年】		65	62	57	55	51
一時預かり事業（１号認定対象）【単位：延人/年】※1		3	3	2	2	2
一時預かり事業（２号認定対象）【単位：延人/年】		0	0	0	0	0
一時預かり事業（未就園児対象）【単位：延人/年】		165	160	145	137	131
延長保育事業【単位：人】		20	20	18	17	17
病児保育事業【単位：延人/年】		1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業【単位：人】	小学１年生	0	0	0	0	0
	小学２年生	1	0	0	0	0
	小学３年生	0	1	0	0	0
	小学４年生	0	0	1	0	0
	小学５年生	0	0	0	1	0
	小学６年生	0	0	0	0	1
	合計	1	1	1	1	1

※１：こども園短時間児の預かり保育希望者の量の見込み。

＜法改正に伴う新規事業について＞

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談支援事業【延件/年】		42	48	48	42	42
産後ケア事業【単位：延件/年】		32	32	32	32	28
乳児等通園支援事業 【単位：人/日】	0歳児	1	1	1	1	1
	1歳児	1	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3
子育て世帯訪問支援事業【単位：人/年】		0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業【単位：人/年】		0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業【単位：世帯/年】		0	0	0	0	0

第2節　教育・保育給付対象事業の見込量と確保方策

1　見込量と確保方策

こども園等４園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

■１号認定

３歳以上で、教育を必要とするこどもが対象となります。

本町では、認定こども園で受け入れを行っています。施設利用可能時間は、教育標準時間は８：00～14：00 のうちの４時間となります。また、希望により一時預かり（利用料が別途必要）を利用することができます。

〔１号認定の施設利用可能時間〕

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
一時預かり	通常の教育時間						一時預かり				

■２号認定・３号認定（認定こども園・小規模事業保育所）

２号認定は、保護者の就業等の理由で、３歳以上で教育と保育を必要とするこどもが対象となります。３号認定は、３歳未満で保育を必要とするこどもが対象となります。

本町では、認定こども園と小規模保育事業所で受け入れを行っています。施設利用可能時間は、保護者の就労時間等によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。また、希望により延長保育（利用料が別途必要）を利用することができます。

〔２号及び３号認定の施設利用可能時間／保育標準時間〕

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
通常の保育時間（最長 11 時間）											延長保育	

〔２号及び３号認定の施設利用可能時間／保育短時間〕

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
延長保育	通常の保育時間（最長８時間）								延長保育			

本町のこども園等４園の定員の合計は 233 人となっており、計画期間内の入所者数は、現状の定員を下回ることが見込まれます。

現状の体制を継続するとともに、３歳未満児のニーズに備え、保育士の確保に努め、職員の加配によって対応していきます。

※量の見込みは、これまでの実績（利用率）最大を踏まえて算出

		量の見込みと確保方策　（各年４月１日時点　単位：人）									
		令和７年					令和８年				
		１号	２号	３号			１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳
①　量の見込み		3	65	4	13	19	3	64	4	12	17
②確保方策	特定教育保育施設	45	114	17	24	25	45	114	17	24	25
	小規模保育事業所	0	2	0	3	3	0	2	0	3	3
過不足　②-①		42	51	13	14	9	42	52	13	15	11

		量の見込みと確保方策　（各年４月１日時点　単位：人）									
		令和９年					令和 10 年				
		１号	２号	３号			１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳
①　量の見込み		2	55	4	12	16	2	49	4	12	16
②確保方策	特定教育保育施設	45	114	17	24	25	45	114	17	24	25
	小規模保育事業所	0	2	0	3	3	0	2	0	3	3
過不足　②-①		43	61	13	15	12	43	67	13	15	12

		量の見込みと確保方策 （各年４月１日時点　単位：人）				
		令和 11 年				
		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①　量の見込み		2	47	3	12	16
②確保方策	特定教育保育施設	45	114	17	24	25
	小規模保育事業所	0	2	0	3	3
過不足　②-①		43	69	14	15	12

確保方策（利用定員）

特定教育保育施設
・認定こども園　３園（１号定員：45 人、２号定員：114 人、３号定員 66 人）
特定地域型保育施設
・小規模保育事業所　１園（２号定員：２人、３号定員：６人）

2　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

こども園等と小学校との間での職員の交流等による連携を推進し、質の高い教育・保育を提供するよう努めます。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う職員の配置について検討していきます。

さらに、障がい児や外国に繋がる幼児等、支援が必要なこどもがいた場合、円滑な利用ができるよう関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

第3節　地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

1　利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て応援室、子ども家庭総合支援拠点、こども園等関係機関が連携しながら、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行っています。令和６年度からこども家庭センター型へ移行しています。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（か所）		1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

2　地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。本町では、地域交流支援センターにて「ももほっぺ」として実施しています。令和５年度の年間延べ利用者数は、882 人日でした。現在の事業を継続していきます。

※量の見込みは、これまでの実績（利用率）最大を踏まえて算出。
※端数処理の関係から、年延人日と月延人日が一致しないことがある。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延人日／月）	61	59	53	50	48
量の見込み（延人日／年）	731	707	640	604	580
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

３　妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業で、妊婦健康診査にかかる費用を回数 14 回で助成しています。令和５年度の年間延べ利用件数は、181 件でした。安全で安心な出産のために、引き続きすべての健診について助成を推進していきます。

※量の見込みは、妊婦健診を 14 回受診するとし、将来の推計０歳児数を乗じて推計。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人回）	224	224	224	196	196
確保方策（人回）	224	224	224	196	196

４　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児がいる全家庭を保健師が訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行います。令和５年度の対象は 21 人でした。今後も、新生児のいる全家庭に対し、実施していきます。

※量の見込みは、将来の推計０歳児数。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	16	16	16	16	14
確保方策（人）	16	16	16	16	14

５　養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを行う事業です。

本町では、支援が必要な家庭に対し、保健師の継続訪問により相談等の支援を実施しており、令和５年度の年間延べ件数は５世帯 10 件でした。引き続き支援が必要な家庭に対し、実施していきます。

※量の見込みは、これまでの実績（利用率）最大を踏まえて算出。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	5	5	5	4	4
確保方策（人）	5	5	5	4	4

６　子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として７日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

現在、社会福祉法人たちばな学苑（児童養護施設）、社会福祉法人宝田寮（児童養護施設）、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院、ファミリーホーム髙橋への委託による実施体制を確保しています。実績が０の年が続いていましたが、令和５年度から一定の利用があります。現状を維持しニーズに対応していきます。

※量の見込みはこれまでの実績を踏まえて推計。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延人日/年）		160	152	140	135	125
短期入所生活援助事業		95	90	83	80	74
夜間養護等事業		65	62	57	55	51
確保方策	（延人日/年）	160	152	140	135	125
	（実施か所数）	4	4	4	4	4

7　一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（1）こども園における在園児を対象とした預かり保育（一時預かり事業・幼稚園型）

1号認定の在園児を対象に、通常の教育時間終了後 14 時から希望に応じて、預かり保育を実施する事業です。

町内すべてのこども園で提供体制を確保しており、令和５年度の年間延べ件数は２件でした。今後も、保護者の希望に応じて対応していきます。

※量の見込みは、これまでの実績から推計。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延人日／年）	3	3	2	2	2
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

（2）未就園児の一時預かり及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

親の疾病、通院等及び、不定期の就労等の目的で、一時的にこどもを預けたい人に対応する事業です。本町では、こども園等での一時預かり及びファミリー・サポート・センターの実施によって、この一時預かりのニーズにも対応していきます。

※量の見込みは、これまでの実績（利用率）最大を踏まえて算出。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延人日／年）	165	160	145	137	131
確保方策（延人日／年）	165	160	145	137	131
	こども園等の一時預かり及びファミリー・サポート・センター				

８　延長保育事業

延長保育事業は、通常の利用時間帯以外の時間において保育を行う事業です。

本町では、18 時から 19 時までの延長保育を実施しています。令和５年度の実績は 15 人でした。現在の事業を継続していきますが、事業の実施については、地域の実情に応じ、弾力的な運用も可能とします。

※量の見込みは、これまでの実績（利用率）最大を踏まえて算出。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	20	19	17	16	15
確保方策（人）	20	19	17	16	15
	認定こども園、小規模保育事業所の４園で対応				

９　病児保育事業

病児保育事業は、こどもが急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースなどで看護師などが一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

現在本町では、病後児保育について徳島県看護協会に委託して実施しており、令和５年度の実績はありませんでしたが、広報誌などによる広報活動を行いニーズに対応していきます。

※量の見込みは、これまでの実績を踏まえて算出。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延人日／年）	1	1	1	1	1
確保方策（延人日／年）	徳島県看護協会に委託				

10　放課後児童健全育成事業

共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することが全国的に求められています。

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では、本事業は未実施としていますが、児童館・こども広場が事実上放課後児童クラブの役割を果たしています。児童館の開館時間は月～金 9:30～18:00、土 9:00～17:00、夏休み期間は月～金 8:30～18:00、土 9:00～17:00 となっています。障がい児など、支援が必要なこどもについても、円滑な受け入れができるよう努めていきます。

※量の見込みはニーズ調査結果から算出。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	１年生	0	0	0	0	0
	２年生	1	0	0	0	0
	３年生	0	1	0	0	0
	４年生	0	0	1	0	0
	５年生	0	0	0	1	0
	６年生	0	0	0	0	1
確保方策		児童館・こども広場で対応していきます				

11　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

近隣に当事業の対象となる施設がないことから、国の基準に準じた事業実施の予定はありませんが、町独自の経済的支援を図ります。

12　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもをこども園等で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

今後、事業者等から要望があった場合に、当事業の実施を検討します。

第4節　法改正にともなう新規事業について

法改正にともない、新たに位置付けられる事業については、国や県、近隣市町村の動向等を踏まえながら、実施に向けた確保方策を検討していきます。

1　妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本町では、子育て応援室、子ども家庭総合支援拠点、こども園等関係機関が連携しながら、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行っています。国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

※量の見込みは、令和７年度は、前年度の妊娠届出数 14 件×３回（１組当たり面談数）、令和８年度以降は、翌年度の０歳児推計×３回（１組当たり面談数）として算出。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延件）	42	48	48	42	42
確保方策（人）	42	48	48	42	42

2　産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。

本町では、子育て応援室で助産師によるケアを提供しており、令和５年度の実績は年間延 39 件（78 人日）でした。現状を維持しニーズに対応していきます。

※量の見込みは、０歳児推計×２回（令和５年度の実績を踏まえた平均日数）として算出。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延件）	32	32	32	32	28
確保方策（人）	32	32	32	32	28

3　乳児等通園支援事業

保護者の就労状況等に関わらず満３歳未満のこども（保育所やこども園等に入所しているものを除く。）が保育所・こども園等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度です。令和８年度から実施します。

※量の見込みは、国の算出方法に基づき、未就園児数×月上限 10 日÷176 日から算出。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人/日）		0	3	3	3	3
	０歳児（人/日）	0	1	1	1	1
	１歳児（人/日）	0	1	1	1	1
	２歳児（人/日）	0	1	1	1	1
確保方策	（人/日）	0	3	3	3	3

4　子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

5　児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

支援が必要な児童の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

6　親子関係形成支援事業

親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ）等の支援を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

第６章

計画の推進

第1節　計画の推進に当たっての役割分担と連携

１　連携による施策の推進

計画の推進に当たっては、すべての住民が、こども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

住民、地域、事業者をはじめ社会全体でこども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて地域住民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、こどもを含む住民やＮＰＯ、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

２　庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

３　役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

関係主体	役割
美波町	１．こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 ２．こども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他のこども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 ３．こども及びその保護者が置かれている環境に応じて、こどもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他のこども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。

関係主体	役割
徳島県	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。 国又は徳島県や美波町が講ずるこども・子育て支援へ協力する。
地域住民 （ＮＰＯ等含む）	こども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は徳島県や美波町が講ずるこども・子育て支援へ協力する。

第2節　計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

第1節　子ども･子育て会議設置要綱

平成25年9月30日
告示第12号
改正　平成27年4月1日告示第21号
平成29年4月1日告示第18号
令和５年4月1日告示第33号
令和６年８月19日告示第34号

(設置)

第1条　子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項を審議するため、美波町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(掌握事務)

第2条　子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる

(1)　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第７２条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条　子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1)　副町長

(2)　教育長

(3)　認定こども園及び小規模保育園の園長

(4)　認定こども園及び小規模保育園保護者の代表

(5)　小学校PTAの代表

(6)　小・中学校長

(7)　主任児童委員

(8)　議会代表

(9)　学識経験者

(10)　その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　子育て会議に、会長及び副会長を1名置き、会長は副町長とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2　会長は、会議の議長となる。

3　会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条　子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附　則　(平成27年4月1日告示第21号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則　(平成29年4月1日告示第18号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則　(令和５年４月１日告示第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則　(令和６年８月19日告示第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第2節　計画策定の経過

年　月　日	事　　項	概　　要
令和６年７月	「子育て支援に関するアンケート調査」の実施 「こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査」の実施	・町内の小学校６年生以下のいる世帯の保護者対象 ・町内の中学生及び中学校を卒業した 29 歳までの方対象
令和６年８月～10 月	「子育て支援に関するアンケート調査」の集計	－
令和６年 11 月	こどもワークショップの開催	・町内の小中学生対象
令和６年９月～12 月	計画素案の作成	・第２期計画の総括 ・量の見込みと確保方策の検討等
令和６年 12 月 25 日	美波町子ども・子育て会議の開催	・アンケート調査等結果報告 ・素案について
令和７年 ２月３日～14 日	パブリックコメントの実施	－
令和７年３月５日	美波町子ども・子育て会議の開催	・パブリックコメント結果

美波町　こども計画

令和７年３月発行

発行者　美波町

編集　美波町　福祉課

〒779-2395　徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1